

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

大阪府人事委員会

目 次

第1 職員の給与等に関する報告	1
1 職員の構成と給与	1
(1) 職員の構成	1
ア 職員数	
イ 性別構成	
ウ 年齢構成	
エ 学歴別構成（最終学歴）	
(2) 職員の給与の状況	5
ア 平均給与（月例給）	
イ 給料	
ウ 管理職手当	
エ 扶養手当	
オ 地域手当	
カ 住居手当	
キ 通勤手当	
ク 単身赴任手当	
ケ 期末手当及び勤勉手当（特別給）	
2 民間給与等の調査	10
(1) 調査の概要	10
(2) 調査結果	10
ア 平均給与（月例給）	
イ 家族手当	
ウ 住宅手当	
エ 特別給	
オ 給与改定等	
3 職員給与と民間給与との比較	12
(1) 月例給	12
(2) 特別給	12
4 物価及び生計費	13
5 人事院勧告の概要	13
第2 勧告	14
1 勧告	14
(1) 給与較差等に基づく給与改定について	14
ア 給料表	
イ 地域手当	
ウ 期末手当及び勤勉手当	
エ 初任給調整手当	
オ 住居手当	
(2) 教育職給料表の改定について	16
(3) 改定の実施時期等	16

2 勧告の考え方	45
(1) 本年の給与改定について	45
ア 経済状況及び民間の賃金動向	
イ 職員給与の状況	
ウ 給与較差の状況	
エ 給与較差の解消方策	
(ア) 給料表	
(イ) 地域手当	
オ 期末手当及び勤勉手当	
カ 初任給調整手当	
キ 住居手当	
(2) 教育職給料表の改定について	49
ア 現行の小学校・中学校教育職給料表1級	
イ 給料表改定の必要性	
ウ 改定内容	
(3) 国家公務員給与との均衡について	51
(4) 賃金センサスの活用・研究	52
第3 意見	53
1 給与勧告の意義とあるべき給与	53
2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み	54
(1) 人材の育成	54
(2) 昇任管理とキャリア形成	55
ア 昇任管理における課題	
イ 自発的なキャリア形成の支援	
(3) 人事評価制度とその活用	56
3 有為な人材の確保	57
4 働きやすい職場環境の構築	58
(1) 長時間労働の是正	58
(2) 柔軟な働き方の推進	59
(3) 女性職員の活躍推進	59
(4) 子育て、介護支援	60
(5) 健康管理・メンタルヘルス	61
(6) ハラスメント防止	62
5 公務員制度をめぐるその他の諸課題	62
(1) 教職員を取り巻く諸情勢	62
(2) 非常勤職員の適切な処遇	64
(3) 高齢期職員の雇用	64
(4) 服務規律の確保	64
6 あるべき人事行政に向けて	65
結語	67
資料	

第1 職員の給与等に関する報告

1 職員の構成と給与

本委員会が行った「職員給与実態調査」によると、一般職職員（※）及び市町村立学校の府費負担教職員（以下、これらを合わせて「職員」という。）の職員構成や平均年齢、給与及び平成31年4月分給与の支給状況等は次のとおりである。

※「一般職職員」とは…

地方公務員は、法律上、知事や議員等の「特別職」と事務職員や教員、警察官等の「一般職」に区分される。上記の「一般職職員」は法律上の「一般職」を指している。

なお、本調査では、非常勤職員等を対象から除外している。

(1) 職員の構成

ア 職員数

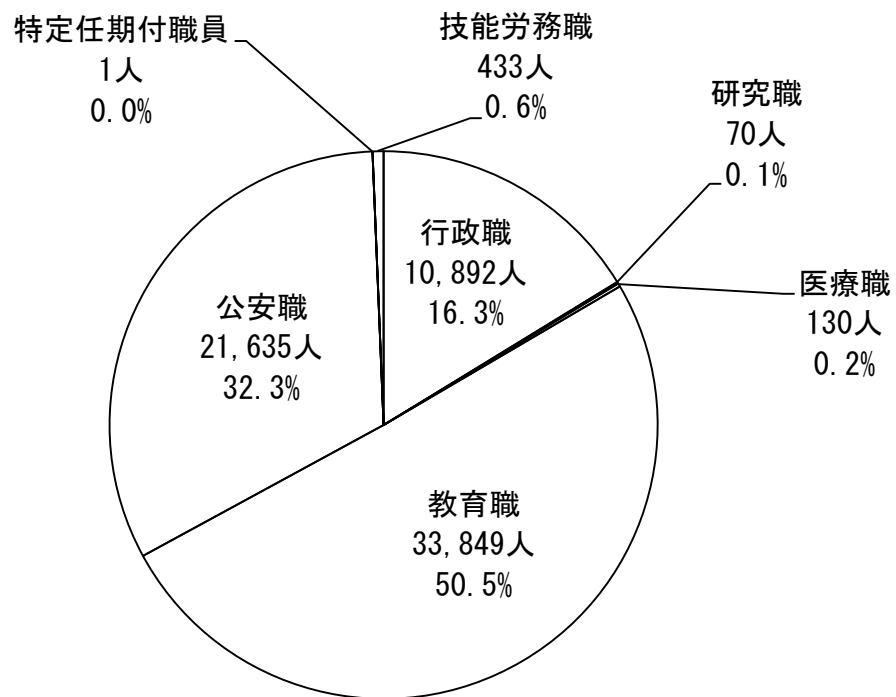
平成31年4月1日時点における職員総数は67,010人である。

これを給料表の適用職種別に見ると、行政職10,892人、研究職70人、医療職130人、教育職33,849人、公安職21,635人、特定任期付職員1人、さらに技能労務職433人（技能労務職給料表適用職員は勧告対象外であるが、参考までに記載）という構成である。教育職や公安職といった府民に身近な職種が大多数を占めており、両者を合計すると全体の82.8%にのぼる。

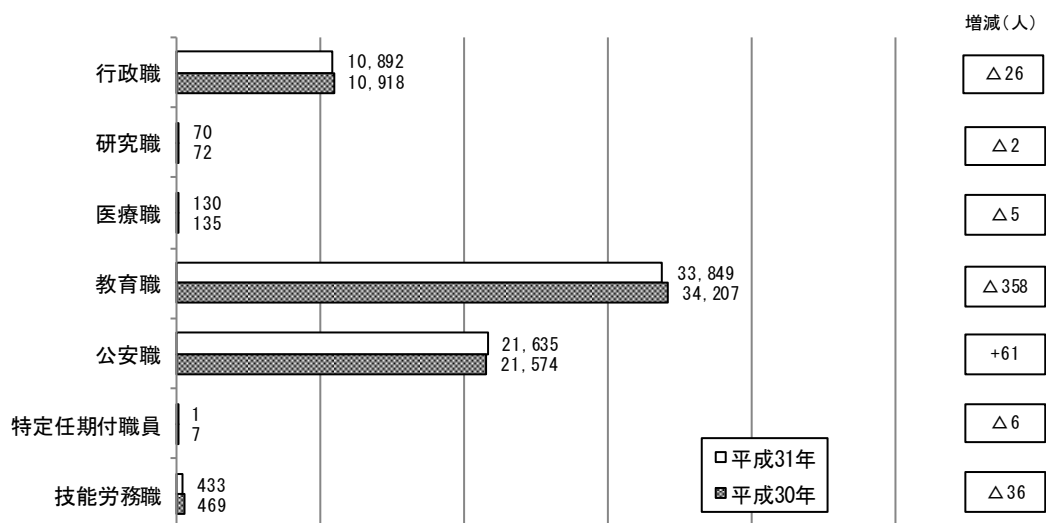
また、昨年との比較では、全職員で△372人（△0.6%）の減少となっている。なお、職種別の内訳は、行政職△26人（△0.2%）、研究職△2人（△2.8%）、医療職△5人（△3.7%）、教育職△358人（△1.0%）、公安職+61人（+0.3%）、特定任期付職員△6人（△85.7%）、技能労務職△36人（△7.7%）という状況である。（資1頁：第1表）

給料表の適用職種ごとの主な職務内容

- 行政職・・・・・・・・ 一般行政事務職や土木、建築等の技術職など
- 研究職・・・・・・・・ 研究所に勤務する研究員など
- 医療職・・・・・・・・ 医師や看護師、薬剤師等の医療業務従事者
- 教育職・・・・・・・・ 小学校、中学校、高等学校等の校長、教頭、教諭など
- 公安職・・・・・・・・ 警察官
- 特定任期付職員・・・ 任期を定め、高度の専門的知識を要する業務に従事する職員
- 技能労務職・・・・・・ 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員

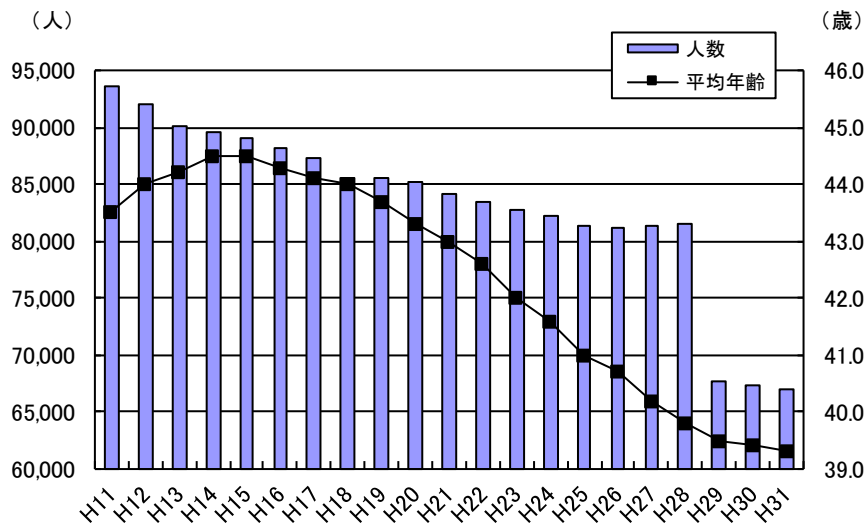


職種別人員の変化

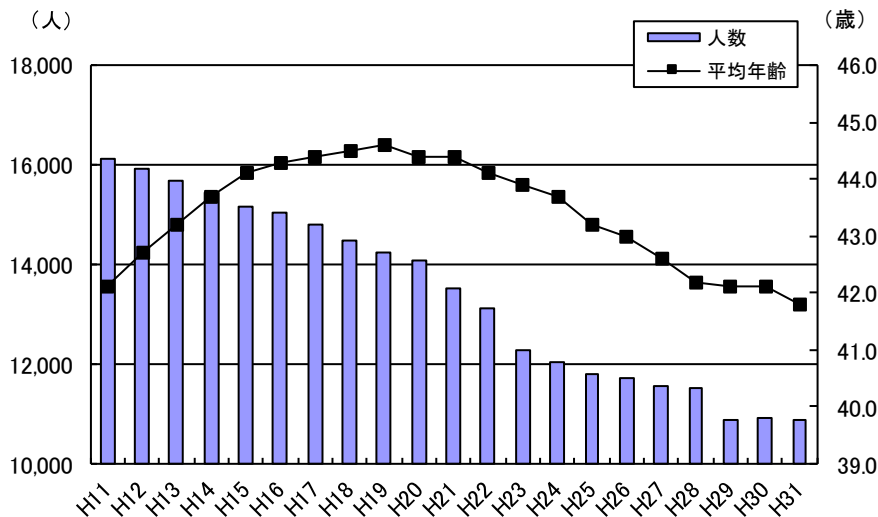


職員数及び平均年齢の推移

全職員



行政職給料表適用職員



(注) 行政職給料表適用職員数から技能労務職員数を分離できる平成11年からの推移とした。

イ 性別構成

職員の性別構成は男性 62.6%、女性 37.4%となっている。行政職給料表適用職員の性別構成は、男性 60.0%、女性 40.0%となっている。

(資1頁：第1表)

ウ 年齢構成

職員の平均年齢は 39.3 歳で、昨年に比べ 0.1 歳低くなっている。職員の年齢分布を見ると、「30 歳～34 歳」が 17.9%で分布の最大となっている。

給料表別では、行政職給料表適用職員は、「50 歳～54 歳」が 15.9%で

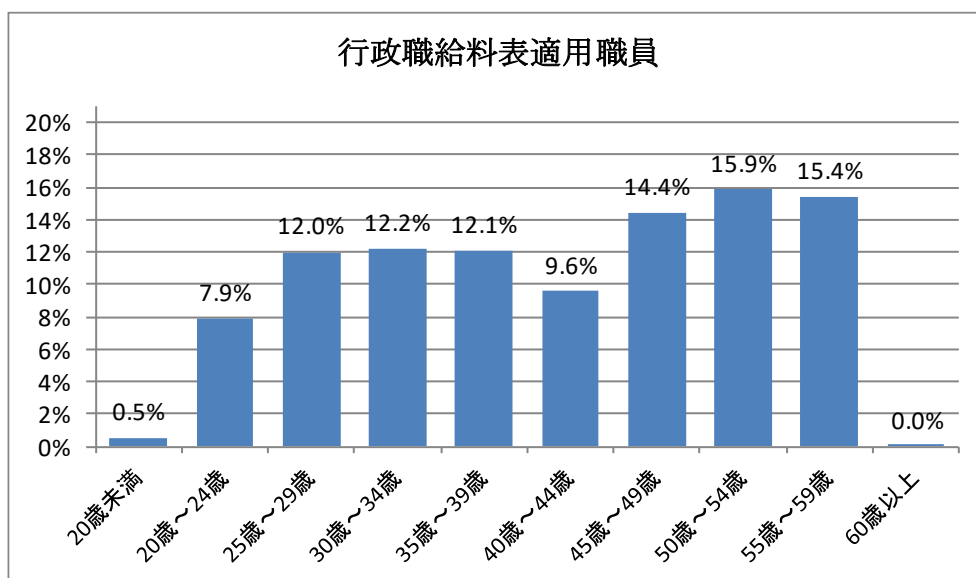
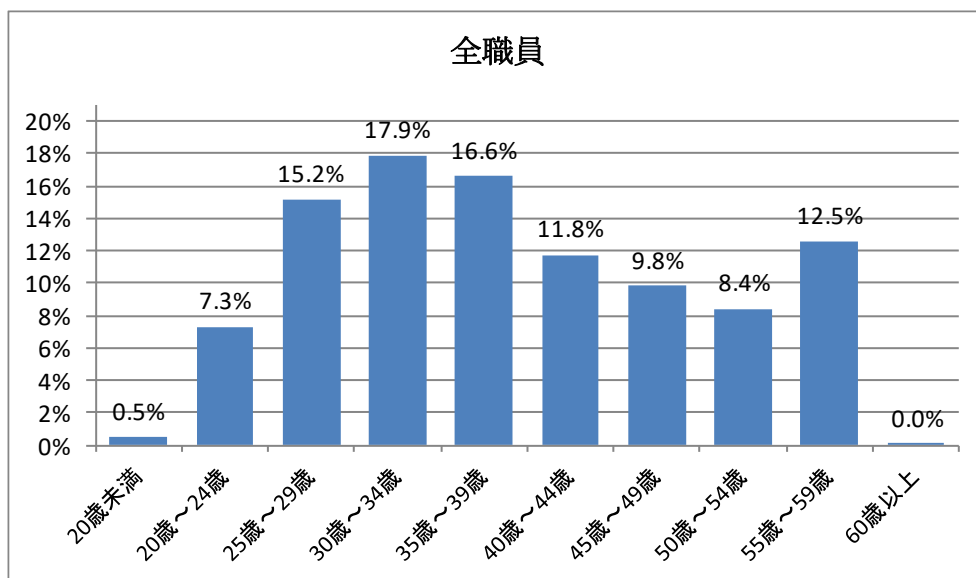
分布の最大となっている。この前後の年齢階層の割合は14%～15%台となっており、45歳～59歳の年齢階層で職員の半分近くを占めている。

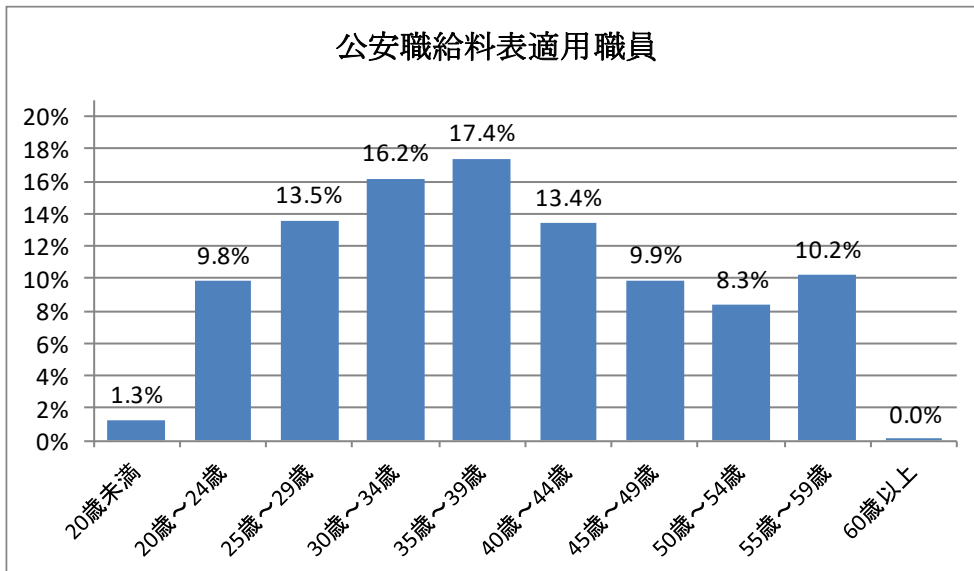
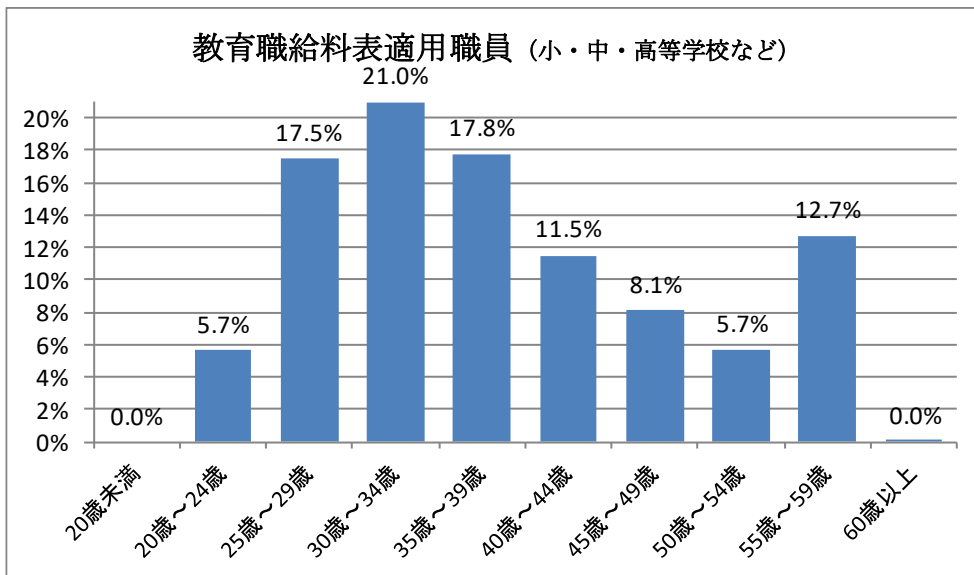
「40歳～44歳」の割合は9.6%と前後の年齢階層に比べて低くなっている。

教育職給料表（高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表）適用職員は、分布の最大が「30歳～34歳（21.0%）」、公安職給料表適用職員は、分布の最大が「35歳～39歳（17.4%）」となっており、行政職給料表適用職員とは年齢分布の傾向が異なっている。

（資1頁：第1表、資2頁：第2表）

職員の給料表別年齢分布





(注) 1 在職者の多い給料表を表示。

(注) 2 割合はそれぞれ端数処理をしているため、合計が100%とならない場合もある。

エ 学歴別構成 (最終学歴)

職員の学歴別構成は、大学卒 73.1%、短大卒 5.8%、高校卒 21.0%、中学卒 0.1%となっている。行政職給料表適用職員の学歴別構成は、大学卒 57.0%、短大卒 6.2%、高校卒 36.5%、中学卒 0.3%となっている。

(資2頁：第3表)

(2) 職員の給与の状況

職員の給与は、毎月支払われる月例給と民間の賞与に相当する期末手当及び勤勉手当の特別給がある。月例給は給料と諸手当で構成され、このうち給

料は基本給としての性格を有しており、職種ごとに 13 種類の給料表（※）が定められている。また、各給料表は、職務の複雑、困難、責任の度合いに応じた「級」と、同一級の中で、職務経験による習熟度等を反映させた「号給」との組合せによって構成されている。

一方、諸手当は、補完的な給与としての性格を有し、生活給的な手当である扶養手当や住居手当、職務給的な手当である管理職手当、あるいは地域における民間給与との水準差の反映を主たる目的とした地域手当、さらには実費弁償に近い性格を有する通勤手当などがある。

また、期末手当及び勤勉手当は、先に述べたように民間の賞与に相当するものであり、このうち勤勉手当は考課査定分に相当し、勤務成績等に応じて支給することとなっている。

以上のように、職員の給与は、職員ごとの役職段階や職務経験、あるいは生活状況や勤務成績等に応じて具体的な支給額が決定される。

平成 31 年 4 月時点における職員の給与の支給状況は、以下のとおりとなっている。

※「13 種類の給料表」とは…

行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表（一）、同（二）、同（三）、高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表、公安職給料表、指定職給料表、第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表、特定任期付職員給料表の 12 種類に、技能労務職給料表を加えた 13 種類。

ア 平均給与（月例給）

全職員の平均給与月額（通勤手当及び時間外勤務手当等を除く。）は 393,827 円であり、その内訳は、給料 334,393 円、管理職手当 3,376 円、扶養手当 9,167 円、地域手当 38,183 円、住居手当 6,038 円、その他手当 2,670 円となっている。このうち、行政職給料表適用職員は平均給与月額が 376,853 円で、その内訳は、給料 321,040 円、管理職手当 5,053 円、扶養手当 7,979 円、地域手当 36,763 円、住居手当 5,942 円、その他手当 76 円となっている。

（資 3 頁：第 4 表）

イ 給料

基本給としての性格を持つ給料は、給料表（適用する職員が在職するの

は10種類)を用いて職員ごとに支給額を決定している。給料表ごとの平均給料月額は、行政職 321,040 円(平均年齢 41.8 歳)、研究職 356,631 円(同 43.4 歳)、医療職(一) 477,350 円(同 46.2 歳)、医療職(二) 354,280 円(同 47.5 歳)、医療職(三) 365,225 円(同 52.5 歳)、高等学校等教育職 356,527 円(同 40.7 歳)、小学校・中学校教育職 337,120 円(同 37.7 歳)、公安職 326,206 円(同 38.6 歳)、技能労務職 326,937 円(同 52.6 歳)となっている。(資1頁:第1表、資3頁:第4表)

ウ 管理職手当

管理又は監督の地位にある職員(管理職)に対し、職務の級の最高号給の100分の25の額を超えない範囲で管理職手当を支給している。管理職手当を支給される職員は2,982人で、受給者1人当たりの平均支給月額は72,081円(「職員の管理職手当の特例に関する条例」による減額措置後の額)となっている。(資3頁:第5表)

管理職手当受給者は、全職員の4.5%となっている。そのうち、女性の割合は17.9%であり、昨年と同じ割合となっている。

エ 扶養手当

平成28年に国に準じて扶養手当の見直しを行った際に、経過措置を実施している。本年度は、扶養親族を有する職員に対し、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表6級以上またはこれに相当する級(※)である場合は3,500円)、子については1人につき10,000円を支給している。扶養手当を支給される職員は、全職員の45.0%で、平均扶養親族数は2.1人、受給者1人当たりの平均支給月額は20,387円となっている。(資4頁:第6表)

※「行政職給料表6級以上に相当する級」とは・・・

研究職給料表4級、医療職給料表(一)4級以上、公安職給料表7級以上

オ 地域手当

府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額

の11%（府域在勤者）に相当する地域手当を支給している。

（資3頁：第4表）

カ 住居手当

借家・借間に居住する職員（警察待機宿舎を除く。）で月額12,000円を超える家賃を負担する者に対し、負担する家賃の額に応じて27,000円を限度として住居手当を支給している。住居手当を支給される職員は、全職員の22.8%で、受給者1人当たりの平均支給月額が26,499円、負担する家賃の平均月額は69,248円となっている。

（資4頁：第7表・第8表）

キ 通勤手当

交通機関又は交通用具を利用した通勤を常例とする職員に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による交通費等に応じて55,000円を限度として通勤手当を支給している。通勤手当を支給される職員は、全職員の93.9%で、受給者1人当たりの平均支給月額は11,876円となっている。

（資5頁：第9表）

ク 単身赴任手当

公署を異にする異動等又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に対し、職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて単身赴任手当を支給している。単身赴任手当を支給される職員は、全職員の0.1%で、受給者1人当たりの平均支給月額は35,075円となっている。

（資5頁：第11表）

ケ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当は、6月と12月の2回に分けて支給されており、その年間平均支給割合は、4.45月分（再任用職員、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）となっている。

このうち、期末手当については、6月及び12月の支給割合はそれぞれ1.3月分（特定管理職員（※）にあつては1.1月分）、考課査定分に相当す

る勤勉手当については、6月及び12月の支給割合はそれぞれ0.925月分（特定管理職員にあっては1.125月分）となっている。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員には期末手当のみが支給され、6月及び12月の支給割合はそれぞれ1.675月分となっている。

（資5頁：第12表）

※「特定管理職員」とは…

行政職給料表、医療職給料表及び公安職給料表並びに研究職給料表の適用を受ける職員のうち、部長級職員、次長級職員、課長級職員及び警視並びに総括研究員級職員で、管理職手当の区分が一種から四種及び七種の職を占める職員（休職にされている職員のうち公務上の負傷等による心身の故障のため、長期の休養を要する場合に該当して休職にされた職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）をいう。

これらの職員については、勤務成績をより給与に反映にさせる必要があるため、他の職員に比べて勤勉手当の支給割合を高く設定している。

2 民間給与等の調査

(1) 調査の概要

例年、本委員会は、職員と民間の給与を精確に比べるため、人事院や全国の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」（以下「民調」という。）を行っている。

本年は、府内所在の 4,810 事業所を母集団とし、このうち 734 事業所を抽出し、調査にあたったところであり、調査事業所の協力のもと、調査を完了した 615 事業所（完了率 84.9%（※））に勤務する 76 職種、35,585 人分の 4 月分給与のデータを得ることができた。 （資 52 頁：第 16 表）

※「完了率」の算出方法は…

調査対象の 734 事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所等が 10 所判明したので、これを除いた 724 事業所に占める調査完了事業所 615 所の割合を完了率としている。

(2) 調査結果

ア 平均給与（月例給）

調査対象従業員の平均給与月額（「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いた額）は、事務部長 695,461 円（平均年齢 52.6 歳）、事務課長 572,218 円（同 49.4 歳）、事務係長 411,746 円（同 45.4 歳）、事務係員 293,671 円（同 36.8 歳）となっている。

また、初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒 205,805 円、高校卒 170,729 円となっており、新卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 47.4%、高校卒で 49.1%となっている。 （資 54 頁：第 17 表、資 65 頁：第 18 表、資 66 頁：第 19 表）

イ 家族手当

家族手当（扶養手当）制度がある事業所（77.7%）のうち、家族手当を配偶者に支給する事業所の割合は 82.5%、子に支給する事業所の割合は 98.9%となっている。

家族手当制度があった事業所の受給者 1 人当たりの支給月額は、配

偶者のみの場合 13,171 円、配偶者と子1人の場合 18,747 円、配偶者と子2人の場合 23,975 円となっている。 (資 66 頁 : 第 20 表)

ウ 住宅手当

住宅手当（住居手当）を支給する事業所の割合は 59.1%、支給しない事業所の割合は 40.9%となっている。

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層は、25,000 円以上 26,000 円未満となっている。 (資 66 頁 : 第 21 表)

エ 特別給

前年8月から当年7月までの1年間に支払われた賞与及び臨時給与など特別給の1人当たり平均支給額は、平均給与月額 of 4.50 月分に相当している。

また、賞与に占める考課査定分の割合は、課長級が 50.7%、一般の従業員（係員）が 44.6%となっている。 (資 67 頁 : 第 22 表・第 23 表)

オ 給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合が 45.2%、ベース改定を中止した事業所の割合が 9.2%、ベース改定の慣行のない事業所の割合が 45.4%となっており、ベースダウンについては実施した事業所は 0.2%だった。また、一般の従業員（係員）について、定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合が 88.4%（昨年に比べて増額 24.1%、減額 4.9%、変化なし 59.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合が 1.4%となっている。 (資 67 頁 : 第 24 表・第 25 表)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較は、「職員給与実態調査」及び「民調」の結果に基づいて行っており、職員にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士の4月分給与をラスパイレ方式（※）で比較し較差を算定したところ、職員給与が民間給与を6,708円（1.78%）下回っていることが明らかになった。

（資70頁：第28表、資71頁：第29表）

※「ラスパイレ方式」とは…

個々の本府職員に、「役職段階・年齢・学歴」を同じくする民間従業員の給与を支給したとして、これに要する支給総額が現に職員に支払っている支給総額とどれ程の差があるのかを計算するのが「ラスパイレ方式」と呼ばれる方法である（例えて言うと、「役職段階・年齢・学歴」が本府職員と同じである民間従業員で「仮想府庁」を作つて、給与総額がどの程度になるのかを調べ、実際の本府職員の給与総額と比べている）。

具体的には、本府職員の「役職段階・年齢・学歴」別の平均給与（ A_1 、 A_2 、 A_3 …）と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与（ B_1 、 B_2 、 B_3 …）のそれぞれに、本府職員の数（ N_1 、 N_2 、 N_3 …）を乗じた総額を計算して比べる。これを計算式にすると、次のようになる。このため、毎年「民調」では、民間従業員ごとに「役職段階・年齢・学歴・給与支給額」等を調べている。

【計算式】

$$\frac{(B_1 \times N_1 + B_2 \times N_2 + B_3 \times N_3 \dots)}{(A_1 \times N_1 + A_2 \times N_2 + A_3 \times N_3 \dots)} \times 100 - 100 = \text{較差率} (\%)$$

(2) 特別給

本委員会は、民間における賞与及び臨時給与など特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。「民調」の結果、前年8月から当年7月までの1年間において、民間で支払われた特別給は、年間で平均給与月額4.50月分になっており、これに相当する職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給割合は4.45月分であり、民間の特別給の支給割合を0.05月分下回っていることが明らかになった。

（資5頁：第12表、資67頁：第22表）

4 物価及び生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査の結果を基に人事院と同様の方法で算定した平成 31 年 4 月の大阪市における標準生計費は、2人世帯 136,170 円、3人世帯 172,840 円、4人世帯 209,500 円、5人世帯 246,170 円となっている。

また、平成 31 年 4 月の消費者物価指数（総務省統計局）は、平成 30 年 4 月に比べ、全国では 0.9%の上昇、大阪市においても 0.7%の上昇となっている。

（資 71 頁：第 30 表、資 72 頁：第 31 表）

5 人事院勧告の概要

人事院は、令和元年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告した。

給与に関する勧告は、民間給与との較差 387 円（0.09%）に基づく給与改定として俸給表の引上げ（平均改定率 0.1%）、特別給（ボーナス）について 0.05 月分の引上げ、給与制度の改正として、住居手当の見直し（手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ）を内容とするものである。

また、公務員人事管理について報告を行った。

それらの概要は、第 41 表及び第 42 表に示すとおりである。

（資 88 頁：第 41 表、資 90 頁：第 42 表）

第2 勧告

1 勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1) 給与較差等に基づく給与改定について

ア 給料表

(ア) 職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 地域手当

(ア) 大阪府の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額とすること。

(イ) 職員の給与に関する条例第13条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とすること。

(ウ) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の地域手当の月額を、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とすること。

(エ) 職員の給与に関する条例第13条の4に定める地域手当について、異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割

合に達しないこととなるときの措置は、異動等後の支給割合が100分の11.8未満である場合に限ることとする。ただし、異動等前の支給割合が100分の11.8を超える場合の同条第1号及び第2号の適用にあたっては、異動等前の支給割合を100分の11.8とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分(再任用職員を除く)とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分(再任用職員を除く)とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分)とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

エ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を251,200円に引き上げること。

オ 住居手当

(ア) 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(2) 教育職給料表の改定について

(1)のアの(ア)による改定後の小学校・中学校教育職給料表を別記第4のとおり改定すること。

(3) 改定の実施時期等

ア 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、(1)のオ及び(2)については令和2年4月1日から実施すること。

イ 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、(1)のオの改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,600	232,000	263,200	348,900	388,100	443,700	514,100	572,500
	2	145,700	234,200	265,000	351,200	390,600	446,000		
	3	146,900	236,200	266,800	353,400	393,300	448,100		
	4	148,000	238,100	268,700	355,800	395,800	450,300		
	5	149,100	239,800	270,400	358,100	398,400	451,900		
	6	150,200	241,500	272,600	360,400	401,100	453,700		
	7	151,300	243,200	274,700	362,500	403,900	455,600		
	8	152,400	245,000	276,900	364,800	406,600	457,600		
	9	153,500	246,400	279,000	366,900	409,000	459,500		
	10	154,900	248,000	281,200	369,100	411,400	461,200		
	11	156,200	249,800	283,300	371,200	413,700	462,700		
	12	157,500	251,600	285,500	373,400	416,000	464,500		
	13	158,700	253,100	287,700	375,500	418,100	465,800		
	14	160,200	255,000	289,800	377,700	420,100	467,300		
	15	161,700	256,500	291,800	379,800	422,000	468,700		
	16	163,300	258,300	293,900	382,000	424,000	470,200		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	17	164,500	259,600	296,100	384,300	425,900	471,500		
	18	166,000	261,600	298,300	386,500	427,800	472,800		
	19	167,500	263,500	300,400	388,600	429,600	474,000		
	20	169,000	265,400	302,600	390,800	431,500	475,000		
	21	170,300	267,200	304,700	392,800	433,300	475,800		
	22	173,000	269,100	306,900	394,500	434,900	476,300		
	23	175,600	270,900	309,000	396,100	436,400	476,700		
	24	178,200	272,800	311,200	397,800	438,000	477,100		
	25	180,800	274,700	313,500	399,500	439,500	477,300		
	26	182,500	276,600	315,600	401,000	440,800	477,700		
	27	184,200	278,300	317,700	402,600	442,100	478,100		
	28	185,900	280,200	319,800	404,200	443,400	478,600		
	29	187,300	281,900	321,700	405,600	444,500	479,200		
	30	189,100	283,800	323,800	406,800	445,800	479,600		
	31	190,700	285,600	325,900	407,900	447,000	480,000		
	32	192,500	287,400	328,000	409,100	448,300	480,400		
	33	193,900	289,200	330,000	410,200	449,200	480,900		
	34	195,700	291,100	332,200	411,400	450,000	481,200		
	35	197,300	292,900	334,200	412,600	450,600	481,600		
	36	199,100	294,800	336,300	413,800	451,100	482,000		
	37	200,100	296,300	338,000	414,700	451,500	482,300		
	38	201,800	298,100	340,100	415,400	452,000	482,700		
	39	203,500	299,900	342,200	416,100	452,300	483,100		
	40	205,000	301,700	344,300	416,800	452,700	483,500		
	41	209,000	303,400	346,100	417,500	453,000	483,800		
	42	210,900	305,100	348,100	418,200	453,300	484,100		
	43	213,000	306,700	350,100	418,800	453,600	484,400		
	44	214,900	308,400	352,100	419,200	453,900	484,600		
	45	216,500	310,100	354,000	419,600	454,100	484,800		
	46	218,200	311,800	355,900	419,900	454,300			
	47	220,200	313,500	357,700	420,100	454,500			
	48	222,200	315,200	359,600	420,300	454,700			
	49	223,900	316,300	361,300	420,500	454,900			
	50	226,000	317,900	362,800	420,700	455,100			
	51	228,000	319,500	364,300	420,900	455,300			
	52	230,000	321,100	365,800	421,100	455,500			

	53	231,700	322,700	367,100	421,300	455,700
	54	233,400	324,300	368,200	421,500	455,900
	55	235,100	325,900	369,300	421,700	456,100
	56	237,000	327,400	370,400	421,900	456,300
	57	238,200	328,800	371,300	422,100	456,500
	58	239,900	330,000	372,400	422,300	
	59	241,500	331,200	373,500	422,500	
	60	243,200	332,200	374,600	422,700	
	61	244,400	332,900	375,400	422,900	
	62	245,900	333,800	376,100	423,100	
	63	247,000	334,700	376,700	423,300	
	64	248,500	335,500	377,400	423,500	
	65	249,600	336,100	377,700	423,700	
	66	251,100	336,800	378,400	423,900	
	67	252,600	337,600	379,100	424,100	
	68	254,200	338,400	379,800	424,300	
	69	255,200	339,100	380,100	424,500	
	70	256,800	339,800	380,800	424,700	
	71	258,300	340,500	381,500	424,900	
	72	259,900	341,200	382,200	425,100	
再	73	261,100	341,500	382,800	425,300	
任	74	262,500	342,100	383,500		
用	75	263,900	342,700	384,200		
職	76	265,300	343,300	384,900		
員	77	266,400	343,600	385,100		
以	78	267,800	344,100	385,500		
外	79	269,200	344,600	385,800		
の	80	270,600	345,100	386,100		
職	81	271,800	345,500	386,400		
員	82	273,100	346,000	386,700		
	83	274,400	346,400	387,000		
	84	275,600	346,900	387,300		
	85	276,600	347,100	387,700		
	86	277,900	347,600	388,000		
	87	279,200	348,000	388,400		
	88	280,500	348,500	388,800		
	89	281,500	348,800	389,000		
	90	282,600	349,300	389,200		
	91	283,700	349,800	389,400		
	92	284,800	350,300	389,600		
	93	285,800	350,500	389,800		
	94	286,800	350,700	390,000		
	95	287,800	351,200	390,200		
	96	288,700	351,700	390,400		
	97	289,400	351,900	390,600		
	98	290,300	352,300	390,800		
	99	291,200	352,700	391,000		
	100	292,100	352,900	391,200		
	101	293,000	353,100	391,400		
	102	293,800	353,300			
	103	294,600	353,500			
	104	295,400	353,700			
	105	296,000	354,000			
	106	296,500	354,200			
	107	297,000	354,400			
	108	297,300	354,600			

	109	297,500	354,800						
	110	297,800	355,000						
	111	298,100	355,200						
	112	298,300	355,400						
	113	298,500	355,600						
	114	298,900							
	115	299,300							
	116	299,700							
	117	299,900							
	118	300,200							
	119	300,500							
	120	300,800							
	121	301,100							
	122	301,500							
	123	301,900							
	124	302,100							
	125	302,300							
再	126	302,700							
任	127	302,900							
用	128	303,100							
職	129	303,300							
員	130	303,500							
以	131	303,700							
外	132	303,900							
の	133	304,100							
職	134	304,300							
員	135	304,500							
	136	304,700							
	137	304,900							
	138	305,100							
	139	305,300							
	140	305,500							
	141	305,700							
	142	305,900							
	143	306,100							
	144	306,300							
	145	306,500							
	146	306,700							
	147	306,900							
	148	307,100							
	149	307,300							
	150	307,500							
	151	307,700							
	152	307,900							
	153	308,100							
	154	308,300							
	155	308,500							
	156	308,700							
	157	308,900							
再任用職員以外の職員		219,100	240,500	263,200	298,600	367,800	384,500	401,300	454,500

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	144,900	285,300	343,500	405,000
	2	146,000	288,100	345,800	408,100
	3	147,200	290,700	348,000	411,000
	4	148,300	293,500	350,200	414,100
	5	149,400	295,800	352,200	416,600
	6	150,700	298,600	354,500	419,500
	7	152,000	301,500	356,700	422,400
	8	153,300	304,300	358,900	425,200
	9	154,400	306,700	361,000	427,900
	10	156,100	309,700	363,100	430,700
	11	157,700	312,700	365,200	433,600
	12	159,300	315,600	367,400	436,500
	13	160,800	318,200	369,400	439,400
	14	162,700	321,100	371,300	442,300
	15	164,600	324,000	373,300	445,200
	16	166,500	326,800	375,300	448,100
再	17	168,300	329,400	376,900	451,000
任	18	170,500	331,700	379,100	453,900
用	19	172,700	334,100	381,300	456,800
職	20	174,800	336,400	383,400	459,600
員	21	177,000	338,700	385,300	462,500
以	22	179,400	341,000	387,500	465,200
外	23	181,700	343,300	389,700	467,900
の	24	184,000	345,500	391,900	470,600
職	25	186,100	347,700	393,600	473,300
員	26	188,200	349,600	395,600	475,900
	27	190,300	351,600	397,500	478,400
	28	192,400	353,500	399,400	481,000
	29	204,100	355,400	401,300	483,400
	30	206,400	357,100	403,300	485,800
	31	208,500	358,800	405,200	488,200
	32	210,800	360,400	407,100	490,600
	33	212,700	361,800	409,000	492,900
	34	215,100	363,500	410,800	495,300
	35	217,500	365,200	412,600	497,700
	36	219,900	366,700	414,400	500,100
	37	222,100	368,100	416,300	502,600
	38	224,900	369,600	417,900	504,900
	39	227,500	371,100	419,500	507,100
	40	230,100	372,600	421,100	509,400
	41	232,500	373,800	422,700	511,900
	42	235,700	375,200	424,300	513,800
	43	238,800	376,700	425,900	515,500
	44	241,900	378,100	427,500	517,400
	45	244,600	379,500	429,100	519,100
	46	247,300	381,100	430,600	520,400
	47	250,100	382,700	432,200	521,500
	48	252,800	384,200	433,800	522,700
	49	255,100	385,400	434,900	524,000
	50	257,800	386,800	436,400	525,200
	51	260,700	388,300	437,900	526,200
	52	263,600	389,700	439,400	527,400

	53	266,600	390,900	440,900	528,400
	54	268,700	392,000	442,300	529,100
	55	271,000	393,200	443,700	529,700
	56	273,200	394,200	445,000	530,400
	57	275,000	395,200	446,100	531,000
	58	277,400	396,100	447,300	531,600
	59	279,700	397,000	448,400	532,200
	60	282,000	397,900	449,500	532,800
	61	283,800	398,500	450,400	533,600
	62	285,500	399,300	451,000	534,200
	63	287,200	400,100	451,600	534,800
	64	289,000	400,900	452,200	535,400
	65	290,400	401,400	452,600	536,200
	66	291,600	402,200	453,100	536,800
	67	292,800	403,000	453,500	537,500
	68	293,900	403,800	454,000	538,300
	69	294,800	404,500	454,200	539,200
	70	296,100	405,200	454,600	539,900
	71	297,400	405,900	455,000	540,600
	72	298,700	406,600	455,400	541,300
再	73	299,900	407,100	455,600	542,100
任	74	301,200	407,700	455,800	
用	75	302,500	408,300	456,100	
職	76	303,700	408,900	456,400	
員	77	304,800	409,500	456,600	
以	78	306,100	409,700	456,900	
外	79	307,300	409,900	457,300	
の	80	308,600	410,200	457,700	
職	81	309,600	410,400	457,900	
員	82	310,800	410,700		
	83	311,900	411,000		
	84	312,900	411,400		
	85	313,900	411,700		
	86	315,000	411,900		
	87	316,000	412,100		
	88	317,100	412,300		
	89	318,100	412,500		
	90	319,200	412,800		
	91	320,200	413,100		
	92	321,200	413,300		
	93	322,200	413,600		
	94	323,300	413,900		
	95	324,300	414,200		
	96	325,300	414,500		
	97	326,100	414,700		
	98	327,100	415,000		
	99	328,200	415,300		
	100	329,300	415,600		
	101	330,300	415,800		
	102	331,300			
	103	332,300			
	104	333,300			
	105	334,300			
	106	335,100			
	107	335,900			
	108	336,600			

	109	337,200			
	110	337,600			
	111	338,000			
	112	338,400			
	113	338,600			
	114	339,000			
	115	339,600			
	116	340,200			
	117	340,500			
	118	340,900			
	119	341,300			
	120	341,800			
再	121	342,300			
任	122	342,800			
用	123	343,300			
職	124	343,800			
員	125	344,200			
以	126	344,700			
外	127	345,100			
の	128	345,600			
職	129	346,200			
員	130	346,700			
	131	347,200			
	132	347,700			
	133	348,000			
	134	348,500			
	135	348,900			
	136	349,400			
	137	349,800			
	138	350,300			
	139	350,800			
	140	351,300			
	141	351,900			
	142	352,300			
	143	352,700			
	144	353,000			
	145	353,400			
再任用職員		266,600	292,400	335,900	396,100

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	249,200	344,300	412,100	590,100	624,800
	2	251,700	347,600	415,000		
	3	254,200	350,900	418,000		
	4	256,700	354,200	421,000		
	5	259,000	356,800	423,500		
	6	262,800	360,400	426,500		
	7	266,500	364,000	429,700		
	8	270,100	367,500	432,500		
	9	274,000	370,700	435,200		
	10	278,600	373,900	438,000		
	11	283,200	377,000	440,900		
	12	287,800	380,000	443,700		
	13	292,000	382,800	446,300		
	14	296,700	386,400	448,800		
	15	301,600	389,900	451,500		
	16	306,400	393,500	454,000		
	17	311,000	396,700	456,400		
	18	315,600	399,600	459,000		
	19	320,100	402,500	461,500		
再	20	324,700	405,300	464,000		
任	21	328,900	407,900	466,500		
用	22	332,900	410,700	468,900		
職	23	336,700	413,600	471,500		
員	24	340,600	416,300	474,000		
以	25	343,900	418,800	476,300		
外	26	347,000	421,200	478,700		
の	27	350,100	423,700	481,100		
職	28	353,200	426,100	483,300		
員	29	356,300	428,500	485,400		
	30	358,400	430,600	487,900		
	31	360,700	432,900	490,300		
	32	362,900	435,000	492,700		
	33	364,900	437,300	495,000		
	34	367,200	439,500	497,200		
	35	369,400	441,600	499,300		
	36	371,600	443,700	501,500		
	37	373,700	445,800	503,600		
	38	375,900	447,900	505,300		
	39	378,300	450,100	507,100		
	40	380,600	452,200	508,900		
	41	382,500	454,300	510,700		
	42	384,000	456,200	512,500		
	43	385,500	458,000	514,200		
	44	386,900	459,800	516,000		
	45	388,300	461,500	517,700		
	46	389,700	463,400	519,500		
	47	391,100	465,300	521,300		
	48	392,500	467,200	523,100		
	49	393,700	469,400	525,100		
	50	394,500	471,400	526,400		
	51	395,400	473,300	527,700		
	52	396,300	475,100	529,000		

	53	397,300	476,800	530,300		
	54	398,200	478,300	531,600		
	55	399,100	479,700	532,900		
	56	400,000	481,000	534,200		
	57	400,800	482,200	535,300		
	58	401,600	483,600	536,200		
	59	402,400	485,000	537,100		
	60	403,200	486,200	538,000		
	61	403,900	487,300	538,700		
	62	404,300	488,200	539,300		
	63	404,600	489,100	540,000		
	64	404,900	490,000	540,600		
	65	405,200	490,800	541,300		
	66		491,500	542,000		
	67		492,200	542,800		
	68		492,900	543,600		
再	69		493,600	544,500		
任	70		494,300	545,200		
用	71		495,000	545,900		
職	72		495,700	546,600		
員	73		496,100	547,100		
以	74		496,700	547,600		
外	75		497,300	547,900		
の	76		497,900	548,200		
職	77		498,300	548,600		
員	78		498,900	549,200		
	79		499,500	549,700		
	80		500,100	550,200		
	81		500,600	550,600		
	82		501,200	551,200		
	83		501,800	551,800		
	84		502,400	552,400		
	85		502,600	552,600		
	86		502,800	552,900		
	87		503,000	553,200		
	88		503,200	553,500		
	89		503,400	553,800		
	90		503,600			
	91		503,800			
	92		504,000			
	93		504,200			
	94		504,400			
	95		504,600			
	96		504,800			
	97		505,000			
再任用職員		306,200	349,500	405,800	481,000	583,800

備考

この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	149,800	252,200	288,900	338,900	387,000
	2	151,200	253,600	291,200	341,200	389,700
	3	152,600	255,000	293,400	343,500	392,400
	4	154,000	256,500	295,700	345,800	395,000
	5	155,200	257,300	297,900	347,900	397,600
	6	157,000	258,800	300,200	350,300	400,300
	7	158,700	260,200	302,500	352,700	403,000
	8	160,400	261,600	304,700	355,000	405,700
	9	162,100	262,700	306,700	357,000	408,300
	10	163,700	264,100	309,000	359,300	410,600
	11	165,300	265,500	311,300	361,500	413,000
	12	166,900	266,900	313,600	363,800	415,300
	13	168,400	268,100	316,000	365,700	417,200
	14	170,300	270,000	318,200	367,900	419,300
	15	172,300	271,900	320,400	370,200	421,300
	16	174,200	273,700	322,600	372,400	423,400
	17	176,100	275,300	324,600	374,300	425,200
	18	177,900	277,200	326,700	376,800	427,200
	19	179,800	279,100	328,800	379,200	429,200
再	20	181,600	281,000	331,000	381,500	431,300
任	21	183,500	282,500	333,100	383,700	433,100
用	22	185,000	284,400	335,100	386,000	434,700
職	23	186,500	286,200	337,000	388,200	436,100
員	24	188,000	288,100	339,000	390,400	437,700
以	25	193,400	290,000	341,100	392,200	439,300
外	26	194,900	291,900	343,100	394,100	440,600
の	27	196,300	293,800	345,000	395,700	441,900
職	28	197,900	295,600	347,000	397,400	443,200
員	29	199,100	297,300	348,700	399,100	444,400
	30	201,100	299,200	350,600	400,700	445,400
	31	202,900	301,100	352,400	402,400	446,400
	32	204,700	303,000	354,300	404,000	447,400
	33	206,200	304,700	356,100	405,500	448,400
	34	208,200	306,500	358,000	406,800	449,400
	35	210,000	308,300	359,800	408,000	450,400
	36	211,900	310,000	361,700	409,300	451,200
	37	213,300	311,500	363,600	410,200	451,900
	38	215,100	313,200	365,200	411,400	452,300
	39	217,000	314,900	366,900	412,600	452,700
	40	218,800	316,600	368,500	413,800	453,000
	41	220,200	318,000	369,700	414,700	453,200
	42	221,700	319,700	370,900	415,500	453,400
	43	223,400	321,400	372,100	416,300	453,600
	44	225,000	323,100	373,300	417,100	453,800
	45	226,100	324,200	374,400	417,600	454,000
	46	227,900	325,800	375,500	418,200	454,200
	47	229,600	327,300	376,600	418,800	454,400
	48	231,300	328,900	377,700	419,300	454,600
	49	233,100	330,400	378,800	419,500	454,800
	50	234,600	331,700	379,800	419,700	455,000
	51	236,100	333,000	380,800	419,900	455,200
	52	237,700	334,300	381,800	420,100	455,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	239,100	335,300	382,500	420,300	455,600
	54	240,600	336,400	383,400	420,600	
	55	242,000	337,500	384,300	420,800	
	56	243,500	338,400	385,200	421,000	
	57	244,800	339,000	385,700	421,200	
	58	246,200	339,900	386,500	421,400	
	59	247,600	340,800	387,300	421,600	
	60	249,100	341,600	388,100	421,800	
	61	250,300	342,100	388,600	422,000	
	62	251,800	342,700	389,300	422,200	
	63	253,300	343,400	390,000	422,400	
	64	254,700	344,100	390,700	422,700	
	65	255,800	344,600	391,300	422,900	
	66	257,400	345,300	392,000	423,200	
	67	258,900	346,000	392,600	423,400	
	68	260,500	346,700	393,100	423,600	
	69	262,000	347,200	393,300	423,800	
	70	263,400	347,800	393,700	424,000	
	71	264,800	348,400	394,000	424,200	
	72	266,200	349,000	394,300	424,400	
	73	267,300	349,300	394,700	424,600	
	74	268,700	349,900	395,100		
	75	270,100	350,500	395,400		
	76	271,500	351,100	395,700		
	77	272,600	351,300	396,000		
	78	273,900	351,800	396,400		
	79	275,200	352,300	396,900		
	80	276,400	352,800	397,300		
	81	277,300	353,000	397,500		
	82	278,600	353,400	397,800		
	83	279,900	353,800	398,100		
	84	281,200	354,100	398,400		
	85	282,100	354,300	398,700		
	86	283,200	354,700	399,000		
	87	284,300	355,100	399,300		
	88	285,400	355,500	399,600		
	89	286,400	356,000	399,900		
	90	287,400	356,400	400,200		
	91	288,500	356,800	400,500		
	92	289,600	357,100	400,800		
	93	290,400	357,300	401,100		
	94	291,200	357,600	401,300		
	95	292,000	357,900	401,500		
	96	292,800	358,100	401,700		
	97	293,500	358,300	401,900		
	98	294,100	358,500			
	99	294,700	358,700			
	100	295,300	358,900			
	101	295,800	359,100			
	102	296,300	359,300			
	103	296,800	359,500			
	104	297,200	359,700			
	105	297,400	359,900			
	106	297,600				
	107	297,800				
	108	298,000				

	109	298,300				
	110	298,500				
	111	298,700				
	112	298,900				
	113	299,100				
	114	299,300				
	115	299,500				
	116	299,700				
	117	299,900				
	118	300,100				
	119	300,300				
	120	300,500				
	121	300,700				
	122	300,900				
	123	301,100				
	124	301,300				
	125	301,500				
再	126	301,700				
任	127	301,900				
用	128	302,100				
職	129	302,300				
員	130	302,500				
以	131	302,700				
外	132	302,900				
の	133	303,100				
職	134	303,300				
員	135	303,500				
	136	303,700				
	137	303,900				
	138	304,100				
	139	304,300				
	140	304,500				
	141	304,700				
	142	304,900				
	143	305,100				
	144	305,300				
	145	305,500				
	146	305,700				
	147	305,900				
	148	306,100				
	149	306,300				
	150	306,500				
	151	306,700				
	152	306,900				
	153	307,100				
	154	307,300				
	155	307,500				
	156	307,700				
	157	307,900				
再任用職員以外 の職員		219,300	251,100	264,800	332,900	376,000

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,600	239,700	265,300	295,000	342,500
	2	165,000	241,700	266,300	297,100	344,800
	3	166,500	243,700	267,400	299,200	347,100
	4	167,900	245,600	268,500	301,200	349,400
	5	169,300	247,400	269,500	303,000	351,500
	6	170,800	248,800	270,600	304,800	353,800
	7	172,300	250,200	271,900	306,800	356,100
	8	173,800	251,400	273,100	308,800	358,400
	9	175,100	252,400	274,200	310,800	360,400
	10	176,700	253,900	275,600	312,700	362,400
	11	178,200	255,400	277,100	314,700	364,300
	12	179,700	256,900	278,700	316,700	366,300
	13	181,100	258,200	280,100	318,500	368,300
	14	183,100	259,200	281,800	320,400	370,400
	15	185,100	260,200	283,500	322,300	372,500
	16	187,100	261,300	285,200	324,200	374,600
	17	198,800	262,200	286,700	326,000	376,700
	18	201,200	263,200	288,300	327,700	378,700
	19	203,500	264,200	289,900	329,400	380,600
	20	205,800	265,300	291,500	331,200	382,700
	21	208,200	266,300	293,100	332,800	384,700
	22	209,600	267,500	294,600	334,500	386,800
	23	210,900	268,800	296,300	336,200	388,700
	24	212,300	270,100	297,900	338,000	390,800
	25	213,600	271,300	299,300	339,700	392,700
	26	215,000	272,900	301,100	341,500	394,600
	27	216,400	274,400	303,000	343,100	396,300
	28	217,800	276,000	304,900	344,800	398,100
	29	219,100	277,400	306,600	346,300	399,900
	30	220,700	279,000	308,400	348,000	401,800
	31	222,300	280,600	310,200	349,700	403,700
	32	223,900	282,200	311,900	351,500	405,500
	33	225,400	283,600	313,400	353,300	407,200
	34	227,300	285,100	315,100	355,200	408,900
	35	229,100	286,600	316,600	357,000	410,700
	36	231,100	288,000	318,200	358,800	412,500
	37	232,600	289,300	319,700	360,600	414,200
	38	234,500	290,800	321,300	362,300	416,000
	39	236,400	292,200	322,900	364,000	417,800
	40	238,300	293,700	324,500	365,700	419,600
	41	240,200	295,200	325,900	367,200	421,200
	42	241,600	296,600	327,400	368,600	422,700
	43	242,900	298,200	328,900	370,100	424,300
	44	244,300	299,800	330,400	371,700	425,900
	45	245,400	301,200	331,500	373,200	427,000
	46	247,000	302,700	332,900	374,500	428,200
	47	248,400	304,100	334,400	375,900	429,400
	48	249,800	305,500	335,900	377,300	430,600
	49	251,300	306,600	337,200	378,700	431,800
	50	252,300	308,000	338,600	380,100	433,000
	51	253,200	309,400	340,000	381,400	434,200
	52	254,200	310,800	341,400	382,700	435,400

	53	255,200	312,100	342,900	384,100	436,400
	54	256,300	313,400	344,200	385,300	437,400
	55	257,200	314,700	345,600	386,500	438,400
	56	258,300	316,000	347,000	387,700	439,300
	57	259,200	317,200	347,900	388,800	440,100
	58	260,500	318,600	349,200	389,800	440,800
	59	261,800	320,000	350,400	390,800	441,500
	60	263,100	321,400	351,600	391,800	442,100
	61	264,200	322,600	352,600	392,600	442,600
	62	265,700	323,800	353,800	393,300	443,100
	63	267,000	325,100	355,000	394,000	443,600
	64	268,400	326,400	356,200	394,500	444,000
	65	269,700	327,600	357,400	394,900	444,300
	66	271,300	328,800	358,600	395,200	444,700
	67	272,900	330,100	359,800	395,600	445,100
	68	274,400	331,300	361,000	396,000	445,400
	69	275,700	332,200	361,800	396,300	445,700
	70	277,300	333,300	362,900	396,600	
	71	278,900	334,300	364,000	397,000	
	72	280,400	335,300	365,100	397,400	
再	73	281,800	336,300	365,900	397,700	
任	74	283,300	337,400	367,000	398,000	
用	75	284,800	338,500	368,000	398,300	
職	76	286,300	339,700	369,100	398,600	
員	77	287,700	340,700	370,000	398,800	
以	78	289,200	341,900	370,800	399,000	
外	79	290,600	343,100	371,600	399,200	
の	80	292,000	344,300	372,400	399,400	
職	81	293,300	345,400	373,200	399,600	
員	82	294,700	346,500	373,600	399,800	
	83	296,100	347,600	374,100	400,000	
	84	297,600	348,700	374,600	400,200	
	85	298,800	349,700	375,000	400,400	
	86	300,200	350,700	375,400	400,600	
	87	301,600	351,700	375,800	400,800	
	88	303,000	352,700	376,200	401,000	
	89	304,400	353,500	376,600	401,200	
	90	305,700	354,200	376,900	401,400	
	91	306,900	355,000	377,200	401,600	
	92	308,200	355,800	377,500	401,800	
	93	309,100	356,500	377,700	402,000	
	94	310,400	357,100	378,000	402,200	
	95	311,700	357,700	378,200	402,400	
	96	313,000	358,300	378,400	402,600	
	97	314,000	358,700	378,600	402,800	
	98	315,200	359,200	378,800		
	99	316,400	359,600	379,000		
	100	317,600	360,100	379,200		
	101	318,800	360,600	379,400		
	102	320,000	360,900	379,600		
	103	321,200	361,300	379,800		
	104	322,200	361,700	380,000		
	105	323,000	362,200	380,200		
	106	323,700	362,600	380,400		
	107	324,300	363,000	380,600		
	108	325,000	363,400	380,800		

	109	325,500	363,700	381,000		
	110	326,200	364,100	381,200		
	111	326,800	364,500	381,400		
	112	327,400	364,900	381,600		
	113	327,800	365,200	381,800		
	114	328,300	365,500			
	115	328,800	365,800			
	116	329,300	366,100			
	117	329,800	366,400			
	118	330,300	366,700			
	119	330,800	367,000			
	120	331,300	367,300			
	121	331,700	367,600			
	122	332,100	367,900			
	123	332,400	368,100			
	124	332,700	368,300			
	125	332,900	368,500			
	126	333,200				
	127	333,500				
	128	333,800				
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	334,200				
	130	334,500				
	131	334,800				
	132	335,100				
	133	335,300				
	134	335,600				
	135	335,900				
	136	336,200				
	137	336,400				
	138	336,700				
	139	337,000				
	140	337,300				
	141	337,500				
	142	337,800				
	143	338,100				
	144	338,400				
	145	338,700				
	146	339,000				
	147	339,300				
	148	339,600				
	149	339,900				
	150	340,100				
	151	340,300				
	152	340,500				
	153	340,700				
	154	340,900				
	155	341,100				
	156	341,300				
	157	341,500				
	158	341,700				
	159	341,900				
	160	342,100				
	161	342,300				
	162	342,500				
	163	342,700				
	164	342,900				
	165	343,100				
再任用 職員		264,000	270,800	281,300	298,000	335,700

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,700	191,400	276,400	408,800	480,800
	2	160,200	194,200	278,700	410,600	482,300
	3	161,700	196,900	281,300	412,200	483,800
	4	163,200	199,600	284,000	413,700	485,300
	5	164,900	202,400	286,400	415,200	486,700
	6	166,800	204,100	288,900	416,700	487,500
	7	168,600	205,700	291,500	418,200	488,300
	8	170,400	207,400	294,100	419,700	489,000
	9	172,200	209,100	296,300	421,100	489,900
	10	174,200	210,800	299,100	422,500	490,700
	11	176,200	212,300	301,800	424,000	491,500
	12	178,100	214,000	304,600	425,500	492,300
	13	180,000	215,600	306,800	426,900	492,900
	14	182,200	217,600	309,700	428,500	493,700
	15	184,400	219,700	312,500	430,100	494,500
	16	186,600	221,700	315,300	431,700	495,300
	17	188,800	223,400	318,000	433,300	496,200
	18	191,400	225,700	320,800	434,800	497,000
	19	193,900	227,900	323,600	436,400	497,600
	20	196,300	230,200	326,400	438,000	498,200
	21	198,800	232,100	329,200	439,600	498,800
	22	200,500	235,000	331,700	441,200	499,400
	23	202,100	238,000	334,100	442,800	500,000
	24	203,800	240,900	336,500	444,300	500,600
	25	205,300	243,900	338,900	445,800	501,200
	26	207,000	246,800	341,300	447,100	501,800
	27	208,500	249,600	343,600	448,400	502,400
	28	210,200	252,400	345,900	449,700	503,000
	29	211,300	254,700	348,200	451,100	503,600
	30	213,100	257,300	350,400	452,300	
	31	214,900	260,300	352,600	453,400	
	32	216,700	263,200	354,800	454,600	
	33	218,300	266,200	357,000	455,900	
	34	220,400	268,500	359,300	457,100	
	35	222,500	271,000	361,500	458,500	
	36	224,700	273,500	363,700	460,000	
	37	226,300	275,900	365,800	461,400	
	38	228,200	278,400	368,100	462,900	
	39	230,300	280,900	370,300	464,400	
	40	232,300	283,400	372,500	465,900	
	41	234,200	285,400	374,700	467,300	
	42	235,900	288,100	376,900	468,200	
	43	237,600	290,800	379,000	469,100	
	44	239,300	293,500	381,200	470,000	
	45	240,600	295,600	383,000	470,600	
	46	242,300	298,300	385,200	471,500	
	47	244,000	301,000	387,300	472,400	
	48	245,800	303,500	389,400	473,100	
	49	247,600	305,600	391,400	473,600	
	50	249,000	308,400	393,500	474,100	
	51	250,500	311,200	395,500	474,600	
	52	252,000	313,900	397,500	475,100	

	53	253, 100	316, 500	399, 500	475, 500
	54	254, 800	319, 100	401, 400	476, 100
	55	256, 300	321, 700	403, 200	476, 500
	56	257, 800	324, 200	405, 000	476, 900
	57	258, 900	326, 500	406, 600	477, 200
	58	260, 400	328, 900	407, 900	477, 600
	59	261, 900	331, 300	409, 200	478, 000
	60	263, 300	333, 600	410, 500	478, 400
	61	264, 700	335, 900	411, 800	478, 800
	62	266, 300	338, 200	413, 100	
	63	267, 800	340, 400	414, 500	
	64	269, 300	342, 600	415, 900	
	65	270, 500	344, 800	417, 300	
	66	272, 200	347, 100	418, 700	
	67	273, 900	349, 400	420, 000	
	68	275, 600	351, 700	421, 400	
	69	276, 900	353, 700	422, 800	
	70	278, 400	356, 000	424, 200	
	71	279, 800	358, 200	425, 600	
	72	281, 300	360, 500	427, 000	
再	73	282, 500	362, 500	428, 200	
任	74	283, 900	364, 800	429, 600	
用	75	285, 300	366, 900	431, 000	
職	76	286, 600	369, 100	432, 400	
員	77	287, 700	370, 900	433, 600	
	78	288, 900	373, 100	434, 700	
	79	290, 100	375, 100	435, 900	
	80	291, 200	377, 300	437, 000	
以	81	292, 300	379, 400	438, 000	
外	82	293, 500	381, 400	438, 700	
の	83	294, 700	383, 300	439, 400	
職	84	295, 900	385, 100	440, 100	
員	85	297, 000	387, 100	440, 700	
	86	298, 200	388, 800	441, 400	
	87	299, 400	390, 400	442, 100	
	88	300, 600	392, 000	442, 800	
	89	301, 600	393, 300	443, 300	
	90	302, 800	394, 600	443, 900	
	91	304, 000	395, 900	444, 500	
	92	305, 200	397, 200	445, 100	
	93	305, 700	398, 600	445, 600	
	94	306, 900	399, 800	445, 800	
	95	308, 100	401, 100	446, 000	
	96	309, 300	402, 400	446, 200	
	97	310, 300	403, 900	446, 400	
	98	311, 400	405, 100	446, 600	
	99	312, 500	406, 300	446, 800	
	100	313, 600	407, 600	447, 000	
	101	314, 300	408, 800	447, 200	
	102	315, 400	409, 900	447, 400	
	103	316, 400	411, 000	447, 600	
	104	317, 400	412, 100	447, 800	
	105	318, 100	413, 000	448, 000	
	106	318, 900	414, 100	448, 200	
	107	319, 700	415, 200	448, 400	
	108	320, 500	416, 300	448, 600	

	109	321,000	417,100	448,800	
	110	321,500	417,900		
	111	322,100	418,800		
	112	322,700	419,600		
	113	323,300	420,300		
	114	323,800	420,800		
	115	324,300	421,200		
	116	324,800	421,500		
	117	325,200	421,700		
	118	325,700	422,100		
	119	326,200	422,500		
	120	326,700	422,900		
	121	327,100	423,300		
	122	327,600	423,500		
	123	328,000	423,700		
	124	328,400	424,000		
	125	328,900	424,300		
	126	329,300	424,500		
	127	329,700	424,700		
	128	329,900	424,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	330,100	425,100		
	130	330,300	425,300		
	131	330,500	425,500		
	132	330,700	425,700		
	133	330,900	425,900		
	134	331,100	426,100		
	135	331,300	426,300		
	136	331,500	426,500		
	137	331,700	426,700		
	138	331,900	426,900		
	139	332,100	427,100		
	140	332,300	427,300		
	141	332,500	427,500		
	142	332,700	427,700		
	143	332,900	427,900		
	144	333,100	428,100		
	145	333,300	428,300		
	146	333,500	428,500		
	147	333,700	428,700		
	148	333,900	428,900		
	149	334,100	429,100		
	150	334,300			
	151	334,500			
	152	334,700			
	153	334,900			
	154	335,100			
	155	335,300			
156	335,500				
157	335,700				
158	335,900				
159	336,100				
160	336,300				
161	336,500				
162	336,700				
163	336,900				
164	337,100				

	165	337,300				
	166	337,500				
	167	337,700				
	168	337,900				
	169	338,100				
再任用 職員		239,300	282,900	312,500	341,300	427,900

備考

- 1 この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,700	174,500	276,400	389,500	446,200
	2	160,200	176,500	278,700	391,300	447,200
	3	161,700	178,600	281,300	393,100	448,200
	4	163,200	180,700	284,000	394,800	449,400
	5	164,900	182,600	286,400	396,400	450,400
	6	166,800	184,800	288,900	398,200	451,300
	7	168,600	187,000	291,500	400,000	452,100
	8	170,400	189,200	294,100	401,900	453,000
	9	172,200	191,400	296,300	403,700	454,100
	10	174,200	194,200	299,100	405,400	454,900
	11	176,200	196,900	301,800	407,100	455,700
	12	178,100	199,600	304,600	408,700	456,600
	13	180,000	202,400	306,800	410,100	457,400
	14	182,200	204,100	309,700	411,300	458,100
	15	184,400	205,700	312,500	412,500	458,800
	16	186,600	207,400	315,300	413,700	459,400
	17	188,800	209,100	318,000	415,300	459,900
	18	191,400	210,800	320,800	416,500	460,600
	19	193,900	212,300	323,600	417,800	461,300
再	20	196,300	214,000	326,400	419,100	462,000
任	21	198,800	215,600	329,200	420,000	462,500
用	22	200,500	217,600	331,700	421,400	463,200
職	23	202,100	219,700	334,100	422,800	463,900
員	24	203,800	221,700	336,500	424,200	464,600
以	25	205,300	223,400	338,900	425,200	465,200
外	26	206,900	225,700	341,300	426,400	465,900
の	27	208,300	227,900	343,600	427,600	466,600
職	28	209,900	230,200	345,900	428,800	467,300
員	29	211,200	232,100	348,200	429,600	467,800
	30	213,100	235,000	350,400	430,800	468,500
	31	215,000	238,000	352,600	432,000	469,200
	32	216,800	240,900	354,800	433,200	469,900
	33	218,200	243,900	356,800	434,100	470,500
	34	220,200	246,800	358,700	434,700	471,200
	35	222,200	249,600	360,600	435,300	471,900
	36	224,200	252,400	362,600	435,900	472,600
	37	225,800	254,700	364,500	436,500	473,100
	38	227,700	257,300	366,300	437,100	
	39	229,600	260,300	367,900	437,700	
	40	231,400	263,200	369,600	438,300	
	41	233,200	266,200	371,400	438,700	
	42	234,900	268,500	373,000	439,200	
	43	236,600	271,000	374,600	439,700	
	44	238,300	273,500	376,200	440,200	
	45	239,600	275,900	377,700	440,600	
	46	241,400	278,400	379,300	440,900	
	47	243,100	280,900	380,900	441,200	
	48	244,900	283,400	382,600	441,500	
	49	246,600	285,400	384,300	441,900	
	50	248,100	288,100	385,800	442,200	
	51	249,700	290,800	387,200	442,500	
	52	251,100	293,500	388,700	442,800	

	53	252,100	295,600	390,300	443,000
	54	253,800	298,300	391,600	443,300
	55	255,300	301,000	392,900	443,600
	56	256,800	303,500	394,300	443,900
	57	258,000	305,600	395,500	444,200
	58	259,400	308,400	396,600	444,500
	59	260,700	311,200	397,700	444,800
	60	262,000	313,900	398,900	445,100
	61	263,400	316,500	399,900	445,400
	62	264,900	319,100	401,000	445,600
	63	266,300	321,700	402,100	445,800
	64	267,700	324,200	403,200	446,000
	65	268,700	326,500	404,200	446,200
	66	270,300	328,900	405,400	446,400
	67	271,900	331,300	406,600	446,600
	68	273,500	333,600	407,800	446,800
	69	275,100	335,900	408,800	447,000
	70	276,600	338,200	409,900	447,200
	71	278,000	340,400	411,000	447,400
	72	279,500	342,600	412,100	447,600
再	73	280,500	344,800	412,900	447,800
任	74	281,800	347,100	413,900	
用	75	283,100	349,400	414,900	
職	76	284,400	351,700	415,900	
員	77	285,700	353,600	416,800	
以	78	286,800	355,300	417,600	
外	79	287,900	357,100	418,400	
の	80	289,000	358,900	419,200	
職	81	290,100	360,700	419,900	
員	82	291,300	362,500	420,600	
	83	292,500	364,100	421,300	
	84	293,600	365,800	422,000	
	85	294,500	367,200	422,600	
	86	295,500	368,900	423,000	
	87	296,500	370,500	423,400	
	88	297,500	372,200	423,800	
	89	298,300	373,900	424,200	
	90	299,200	375,300	424,500	
	91	300,100	376,600	424,800	
	92	301,000	378,000	425,100	
	93	301,300	379,600	425,500	
	94	302,100	380,900	425,800	
	95	302,900	382,200	426,100	
	96	303,700	383,500	426,400	
	97	304,600	384,600	426,600	
	98	305,400	385,400	426,800	
	99	306,200	386,300	427,000	
	100	307,000	387,200	427,200	
	101	307,800	388,300	427,400	
	102	308,300	389,300	427,600	
	103	308,800	390,300	427,800	
	104	309,200	391,300	428,000	
	105	309,400	392,200	428,200	
	106	309,600	393,200	428,400	
	107	309,900	394,100	428,600	
	108	310,100	395,100	428,800	

	109	310,300	395,900	429,000		
	110	310,600	396,900	429,200		
	111	310,800	397,900	429,400		
	112	311,100	398,900	429,600		
	113	311,300	399,500	429,800		
	114	311,600	400,400			
	115	311,900	401,300			
	116	312,200	402,200			
	117	312,400	403,100			
	118	312,700	403,900			
	119	313,000	404,700			
	120	313,200	405,500			
	121	313,400	406,300			
	122	313,600	407,100			
	123	313,800	407,800			
	124	314,000	408,600			
	125	314,200	408,900			
	126		409,300			
	127		409,900			
	128		410,200			
再	129		410,700			
任	130		411,100			
用	131		411,700			
職	132		412,100			
員	133		412,400			
以	134		412,800			
外	135		413,200			
の	136		413,600			
職	137		414,000			
員	138		414,400			
	139		414,800			
	140		415,200			
	141		415,600			
	142		415,900			
	143		416,200			
	144		416,500			
	145		416,700			
	146		417,000			
	147		417,300			
	148		417,600			
	149		417,900			
	150		418,100			
	151		418,300			
	152		418,500			
	153		418,700			
	154		418,900			
	155		419,100			
	156		419,300			
	157		419,500			
	158		419,700			
	159		419,900			
	160		420,100			
	161		420,300			
再任用職員以外 の職員		230,500	280,100	307,800	334,900	417,600

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	209,300	233,600	279,000	328,500	392,800	435,500	441,100
	2	170,100	211,300	235,900	279,900	330,800	395,200	437,400	442,900
	3	171,900	213,400	238,200	281,300	333,000	397,600	439,100	444,600
	4	173,600	215,400	240,300	282,800	335,200	399,800	440,900	446,400
	5	175,100	217,500	241,500	284,200	337,600	401,900	442,200	447,900
	6	177,000	219,400	243,500	285,600	339,800	404,200	443,800	449,600
	7	178,800	221,300	245,500	287,200	342,200	406,400	445,400	451,200
	8	180,700	223,200	247,500	288,800	344,500	408,700	447,200	453,000
	9	182,400	225,200	249,100	290,600	346,700	410,900	448,600	454,300
	10	184,000	227,400	251,100	292,400	349,000	413,200	450,300	456,000
	11	185,600	229,700	253,000	294,200	351,300	415,500	451,700	457,600
	12	187,300	231,700	255,100	296,000	353,500	417,700	453,400	459,300
	13	189,100	232,900	256,800	297,300	355,800	419,700	454,600	460,300
	14	191,200	234,900	258,400	299,800	358,200	421,800	456,400	461,700
	15	193,300	237,000	260,100	301,900	360,400	423,900	458,200	463,300
	16	195,400	239,100	261,800	304,300	362,600	425,900	459,900	465,100
	17	197,500	240,600	263,000	306,500	364,700	427,700	461,400	466,400
	18	199,900	242,700	264,700	308,900	367,000	429,500	463,200	468,100
	19	202,300	244,700	266,400	311,200	369,300	431,200	465,000	469,800
再	20	204,700	246,600	268,100	313,500	371,600	432,800	466,700	471,600
任	21	207,100	248,300	269,700	315,500	373,900	434,400	468,100	473,100
用	22	208,900	249,700	270,800	317,800	376,200	435,800	469,800	474,700
職	23	210,700	251,000	272,100	320,100	378,400	437,200	471,400	476,300
員	24	212,500	252,200	273,500	322,400	380,700	438,600	473,100	477,900
以	25	214,400	253,000	274,700	324,600	382,800	440,100	474,400	479,200
外	26	216,100	254,500	276,200	327,000	385,200	441,700	475,800	480,600
の	27	217,800	256,000	277,700	329,400	387,500	443,300	477,200	481,900
職	28	219,500	257,400	279,500	331,800	389,800	444,900	478,600	483,300
員	29	221,300	258,600	281,000	333,700	391,800	446,100	479,600	484,500
	30	223,600	259,700	282,600	336,000	394,200	447,800	480,200	485,200
	31	226,000	260,700	284,200	338,400	396,500	449,500	480,700	485,900
	32	228,300	261,900	286,000	340,700	398,800	451,200	481,300	486,600
	33	230,400	263,100	287,200	342,800	400,800	452,500	481,700	486,900
	34	232,300	264,300	289,400	345,000	403,000	454,100	482,300	487,600
	35	234,400	265,600	291,400	347,200	405,200	455,600	482,800	488,300
	36	236,400	266,900	293,500	349,200	407,400	456,800	483,300	488,900
	37	238,000	268,100	295,700	351,300	409,300	457,900	483,700	489,300
	38	240,100	269,300	297,700	353,400	411,400	458,400	484,200	490,000
	39	242,000	270,600	299,700	355,500	413,600	458,800	484,700	490,700
	40	243,900	272,100	301,600	357,600	415,800	459,200	485,200	491,400
	41	245,500	273,000	303,200	359,700	417,400	459,400	485,400	491,900
	42	247,200	274,700	305,100	361,800	419,100	459,800	485,800	492,600
	43	248,800	276,200	306,900	363,700	420,700	460,200	486,300	493,000
	44	250,200	277,800	308,700	365,700	422,400	460,600	486,700	493,300
	45	250,900	279,000	310,700	367,700	424,100	461,000	486,900	493,500
	46	252,100	280,700	312,600	369,800	425,600	461,400	487,400	493,800
	47	253,500	282,400	314,500	371,900	427,100	461,800	487,900	494,100
	48	254,800	284,100	316,300	373,800	428,700	462,200	488,400	494,400
	49	256,200	285,600	318,000	375,700	430,200	462,600	488,800	494,800
	50	257,300	287,200	319,900	377,800	431,600	462,900	489,100	495,100
	51	258,500	288,800	321,700	379,800	433,100	463,200	489,400	495,400
	52	259,600	290,400	323,400	381,800	434,600	463,500	489,700	495,700

	53	260,600	292,000	325,100	383,800	436,100	463,800	490,000	496,000
	54	262,000	293,800	326,900	385,900	437,400	464,100	490,300	496,300
	55	263,300	295,500	328,700	388,000	438,600	464,400	490,600	496,600
	56	264,600	297,300	330,500	389,900	439,900	464,700	490,900	496,900
	57	265,600	298,600	332,000	391,700	440,900	465,000	491,200	497,200
	58	267,000	300,400	333,700	393,500	441,700	465,300	491,500	497,500
	59	268,400	302,100	335,400	395,200	442,300	465,600	491,800	497,800
	60	269,700	303,900	337,100	396,900	443,100	465,800	492,100	498,100
	61	270,600	305,400	338,600	398,300	443,500	466,100	492,400	498,400
	62	272,100	307,200	340,300	399,300	443,900	466,400		
	63	273,800	308,900	342,100	400,400	444,200	466,700		
	64	275,300	310,700	343,900	401,500	444,500	467,000		
	65	276,600	312,100	345,100	402,600	444,700	467,300		
	66	278,300	313,800	346,800	403,600	445,000	467,600		
	67	279,900	315,400	348,500	404,700	445,300	467,900		
	68	281,500	317,100	350,200	405,800	445,600	468,200		
	69	282,800	318,500	351,800	406,900	445,900	468,500		
	70	284,400	319,900	353,400	407,700	446,200	468,800		
	71	286,000	321,300	355,100	408,500	446,500	469,100		
	72	287,500	322,800	356,800	409,300	446,800	469,400		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	288,800	323,800	358,300	409,800	447,100	469,700		
	74	290,300	325,500	359,800	410,500	447,400			
	75	291,700	327,100	361,300	411,100	447,700			
	76	293,200	328,700	362,800	411,800	448,000			
	77	294,700	330,400	364,200	412,200	448,300			
	78	296,200	332,100	365,700	412,900	448,600			
	79	297,800	333,800	367,200	413,600	448,900			
	80	299,300	335,500	368,600	414,300	449,200			
	81	300,600	337,100	369,700	414,600	449,500			
	82	302,000	338,700	371,100	415,100	449,800			
	83	303,500	340,300	372,500	415,600	450,100			
	84	305,000	342,000	373,800	416,200	450,400			
	85	306,000	343,600	375,000	416,700	450,600			
	86	307,500	345,200	376,000	417,000	450,900			
	87	308,900	346,800	377,100	417,300	451,200			
	88	310,400	348,400	378,300	417,600	451,500			
	89	311,900	349,500	379,300	417,800	451,800			
	90	313,300	350,900	380,500	418,100	452,100			
91	314,700	352,200	381,700	418,400	452,400				
92	316,000	353,500	382,800	418,700	452,700				
93	317,300	354,700	384,100	419,000	453,000				
94	318,700	356,200	384,600	419,300	453,300				
95	320,200	357,600	385,100	419,600	453,600				
96	321,700	358,900	385,700	419,900	453,900				
97	323,100	360,200	386,200	420,100	454,200				
98	324,600	361,400	386,700	420,500	454,500				
99	326,100	362,600	387,300	420,900	454,800				
100	327,500	363,800	387,900	421,300	455,100				
101	328,700	365,000	388,300	421,600	455,400				
102	330,000	366,100	388,800	422,000					
103	331,400	367,200	389,300	422,400					
104	332,800	368,300	389,800	422,800					
105	334,300	369,400	390,000	423,100					
106	335,700	369,900	390,600	423,500					
107	337,000	370,500	391,200	423,900					
108	338,200	371,100	391,800	424,300					

	109	339,300	371,700	392,300	424,800				
	110	340,500	372,300	392,800	425,100				
	111	341,700	372,900	393,200	425,400				
	112	342,900	373,500	393,700	425,700				
	113	343,900	373,700	394,100	426,000				
	114	345,000	374,300	394,500	426,200				
	115	346,100	374,900	394,900	426,500				
	116	347,200	375,500	395,200	426,800				
	117	348,100	375,800	395,500	427,100				
	118	348,900	376,400	395,700	427,400				
	119	349,900	376,900	395,900	427,700				
	120	350,900	377,400	396,300	428,000				
	121	351,900	377,600	396,600	428,300				
	122	352,800	378,000	397,000					
	123	353,600	378,500	397,400					
	124	354,400	379,000	397,800					
再	125	355,300	379,300	398,100					
任	126	355,800	379,700	398,500					
用	127	356,200	380,100	398,900					
職	128	356,600	380,500	399,300					
員	129	356,800	380,800	399,500					
以	130	357,000	381,000	399,900					
外	131	357,400	381,300	400,300					
の	132	357,800	381,600	400,700					
職	133	358,100	381,800	401,000					
員	134	358,400	382,000	401,400					
	135	358,700	382,300	401,800					
	136	359,000	382,600	402,100					
	137	359,300	382,800	402,400					
	138	359,700	383,100	402,800					
	139	360,100	383,500	403,200					
	140	360,400	383,900	403,600					
	141	360,900	384,100	403,900					
	142	361,100	384,400	404,300					
	143	361,500	384,800	404,700					
	144	361,700	385,200	405,100					
	145	361,900	385,400	405,400					
	146	362,100							
	147	362,400							
	148	362,700							
	149	362,900							
	150	363,300							
	151	363,700							
	152	364,100							
	153	364,300							
再任用職員		245,600	256,700	261,100	297,300	314,400	353,700	389,600	422,600

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給料月額
1	729,000 円
2	787,000
3	846,000
4	925,000
5	998,000
6	1,069,000
7	1,145,000
8	1,214,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
1	404,000 円
2	467,000
3	532,000
4	614,000
5	715,000
6	818,000

第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
1	338,000 円
2	375,000
3	402,000

別記第3

号 給	給料月額
1	387,000 円
2	432,000
3	486,000
4	550,000
5	626,000
6	730,000
7	857,000

別記第4

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,700	174,500	276,400	389,500	446,200
	2	160,200	176,500	278,700	391,300	447,200
	3	161,700	178,600	281,300	393,100	448,200
	4	163,200	180,700	284,000	394,800	449,400
	5	164,900	182,600	286,400	396,400	450,400
	6	166,800	184,800	288,900	398,200	451,300
	7	168,600	187,000	291,500	400,000	452,100
	8	170,400	189,200	294,100	401,900	453,000
	9	172,200	191,400	296,300	403,700	454,100
	10	174,200	194,200	299,100	405,400	454,900
	11	176,200	196,900	301,800	407,100	455,700
	12	178,100	199,600	304,600	408,700	456,600
	13	180,000	202,400	306,800	410,100	457,400
	14	182,200	204,100	309,700	411,300	458,100
	15	184,400	205,700	312,500	412,500	458,800
	16	186,600	207,400	315,300	413,700	459,400
	17	188,800	209,100	318,000	415,300	459,900
	18	191,400	210,800	320,800	416,500	460,600
	19	193,900	212,300	323,600	417,800	461,300
再	20	196,300	214,000	326,400	419,100	462,000
任	21	198,800	215,600	329,200	420,000	462,500
用	22	200,500	217,600	331,700	421,400	463,200
職	23	202,100	219,700	334,100	422,800	463,900
員	24	203,800	221,700	336,500	424,200	464,600
以	25	205,300	223,400	338,900	425,200	465,200
外	26	206,900	225,700	341,300	426,400	465,900
の	27	208,300	227,900	343,600	427,600	466,600
職	28	209,900	230,200	345,900	428,800	467,300
員	29	211,200	232,100	348,200	429,600	467,800
	30	213,100	235,000	350,400	430,800	468,500
	31	215,000	238,000	352,600	432,000	469,200
	32	216,800	240,900	354,800	433,200	469,900
	33	218,200	243,900	356,800	434,100	470,500
	34	220,200	246,800	358,700	434,700	471,200
	35	222,200	249,600	360,600	435,300	471,900
	36	224,200	252,400	362,600	435,900	472,600
	37	225,800	254,700	364,500	436,500	473,100
	38	227,700	257,300	366,300	437,100	
	39	229,600	260,300	367,900	437,700	
	40	231,400	263,200	369,600	438,300	
	41	233,200	266,200	371,400	438,700	
	42	234,900	268,500	373,000	439,200	
	43	236,600	271,000	374,600	439,700	
	44	238,300	273,500	376,200	440,200	
	45	239,600	275,900	377,700	440,600	
	46	241,400	278,400	379,300	440,900	
	47	243,100	280,900	380,900	441,200	
	48	244,900	283,400	382,600	441,500	
	49	246,600	285,400	384,300	441,900	
	50	248,100	288,100	385,800	442,200	
	51	249,700	290,800	387,200	442,500	
	52	251,100	293,500	388,700	442,800	

	53	252,100	295,600	390,300	443,000
	54	253,800	298,300	391,600	443,300
	55	255,300	301,000	392,900	443,600
	56	256,800	303,500	394,300	443,900
	57	258,000	305,600	395,500	444,200
	58	259,400	308,400	396,600	444,500
	59	260,700	311,200	397,700	444,800
	60	262,000	313,900	398,900	445,100
	61	263,400	316,500	399,900	445,400
	62	264,900	319,100	401,000	445,600
	63	266,300	321,700	402,100	445,800
	64	267,700	324,200	403,200	446,000
	65	268,700	326,500	404,200	446,200
	66	270,300	328,900	405,400	446,400
	67	271,900	331,300	406,600	446,600
	68	273,500	333,600	407,800	446,800
	69	275,100	335,900	408,800	447,000
	70	276,600	338,200	409,900	447,200
	71	278,000	340,400	411,000	447,400
	72	279,500	342,600	412,100	447,600
再	73	280,500	344,800	412,900	447,800
任	74	281,800	347,100	413,900	
用	75	283,100	349,400	414,900	
職	76	284,400	351,700	415,900	
員	77	285,700	353,600	416,800	
以	78	286,800	355,300	417,600	
外	79	287,900	357,100	418,400	
の	80	289,000	358,900	419,200	
職	81	290,100	360,700	419,900	
員	82	291,300	362,500	420,600	
	83	292,500	364,100	421,300	
	84	293,600	365,800	422,000	
	85	294,500	367,200	422,600	
	86	295,500	368,900	423,000	
	87	296,500	370,500	423,400	
	88	297,500	372,200	423,800	
	89	298,300	373,900	424,200	
	90	299,200	375,300	424,500	
	91	300,100	376,600	424,800	
	92	301,000	378,000	425,100	
	93	301,300	379,600	425,500	
	94	302,100	380,900	425,800	
	95	302,900	382,200	426,100	
	96	303,700	383,500	426,400	
	97	304,600	384,600	426,600	
	98	305,400	385,400	426,800	
	99	306,200	386,300	427,000	
	100	307,000	387,200	427,200	
	101	307,800	388,300	427,400	
	102	308,300	389,300	427,600	
	103	308,800	390,300	427,800	
	104	309,200	391,300	428,000	
	105	309,400	392,200	428,200	
	106	309,600	393,200	428,400	
	107	309,900	394,100	428,600	
	108	310,100	395,100	428,800	

	109	310,300	395,900	429,000		
	110	310,600	396,900	429,200		
	111	310,800	397,900	429,400		
	112	311,100	398,900	429,600		
	113	311,300	399,500	429,800		
	114	311,600	400,400			
	115	311,900	401,300			
	116	312,200	402,200			
	117	312,400	403,100			
	118	312,700	403,900			
	119	313,000	404,700			
	120	313,200	405,500			
	121	313,400	406,300			
	122	313,600	407,100			
	123	313,800	407,800			
	124	314,000	408,600			
	125	314,200	408,900			
	126	314,400	409,300			
	127	314,600	409,900			
再	128	314,800	410,200			
任	129	315,000	410,700			
用	130	315,200	411,100			
職	131	315,400	411,700			
員	132	315,600	412,100			
以	133	315,800	412,400			
外	134	316,000	412,800			
の	135	316,200	413,200			
職	136	316,400	413,600			
員	137	316,600	414,000			
	138	316,800	414,400			
	139	317,000	414,800			
	140	317,200	415,200			
	141	317,400	415,600			
	142	317,600	415,900			
	143	317,800	416,200			
	144	318,000	416,500			
	145	318,200	416,700			
	146	318,400	417,000			
	147	318,600	417,300			
	148	318,800	417,600			
	149	319,000	417,900			
	150	319,200	418,100			
	151	319,400	418,300			
	152	319,600	418,500			
	153	319,800	418,700			
	154	320,000	418,900			
	155	320,200	419,100			
	156	320,400	419,300			
	157	320,600	419,500			
	158		419,700			
	159		419,900			
	160		420,100			
	161		420,300			
再任用職員以外 の職員		230,500	280,100	307,800	334,900	417,600

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 勧告の考え方

(1) 本年の給与改定について

ア 経済状況及び民間の賃金動向

本年4月時点の経済状況を示した月例経済報告（令和元年6月内閣府）では、輸出や生産の弱さが続いているものの、企業収益の高い水準での底堅い推移、雇用情勢の着実な改善などの状況を踏まえ、景気は緩やかに回復しているとの基調判断が示されており、政府においては、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現することとしている。

このような中で、今春の定期昇給を含む賃金改定関連の調査結果を見ると、厚生労働省調査（対象規模：資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業）によると2.18%、6,790円の引上げ、日本労働組合総連合会（連合）調査によると回答のあった全組合で2.07%、5,997円の引上げ、うち組合員数300人未満の組合では1.94%、4,765円の引上げの報告がなされている。府内においては、大阪府総合労働事務所の賃上げ一時金調査結果によると2.11%、6,201円の引上げの報告がなされている。

イ 職員給与の状況

本府の職員給与については、平成23年度に「大阪府版公務員制度改革」として、職務給の原則に、より即した本府独自の給料表を導入し、併せて給料表における職務の級の適用や昇格制度について、大幅な見直しを行ったところであるが、その結果、昇給が実質的に停止となる「最高号給」適用者は、逡減しているものの未だ相当数存在している状況にある。

また、平成26年に本委員会が勧告した「給与制度の総合的見直し」の際に、併せて求めた経過措置が実施されず、直ちに給料月額が引き下げられ、平成27年に本委員会が勧告した民間との給与較差に基づく給料表等の改定が見送られた。

さらに、平成28年は、職員と民間従業員との給与水準の比較方法を見直し、その結果、給料表の引下げ改定の勧告を行ったところであるが、勧告し

た実施時期を早めた改定が行われた。

その後、平成 29 年は、初任給及び若年層に限定した給料表の引上げ改定の勧告について、勧告どおり実施され、平成 30 年は、職員給与が民間給与を 1,914 円（0.5%）上回っていた状況を踏まえ、給料月額を若年層に配慮しつつ、0.6%引き下げる勧告を行ったところ、勧告どおり実施された。

ウ 給与較差の状況

本年4月時点における職員と「民調」に基づく民間従業員との給与水準について、ラスパイレス方式を用いて、給与決定の主要な要素である役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士を比較したところ、職員給与が民間給与を 6,708 円（1.78%）下回っていることが明らかになった。

（資 70 頁：第 28 表）

エ 給与較差の解消方策

本年の勧告においては、民間との給与較差の範囲内で地域手当の支給割合の改定を行ったうえで、残余の較差について、初任給及び若年層に重点をおいた給料表の改定を行うことにより解消することとした。

（ア） 給料表

本年の「民調」における府内民間従業員の初任給は、大学卒で 205,805 円、高校卒で 170,729 円となっており、本府の行政職給料表適用職員の初任給（給料及び地域手当）が、大学卒程度で 202,908 円、高校卒程度で 164,835 円であるため、本府の初任給は、大学卒程度で 2,897 円、高校卒程度で 5,894 円民間を下回っている。

（資 49 頁：第 15 表、資 65 頁：第 18 表）

本年の人事院勧告では、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、行政職俸給表（一）適用職員について、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 1,500 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 2,000 円、それぞれ引き上げることとし、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定をすることとしている。この勧告による改定

が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員の初任給（俸給及び地域手当）は、一般職試験（大卒程度）で 211,352 円、一般職試験（高卒者）で 174,696 円になると見込まれる。

これらの状況を踏まえ、本府においては、行政職給料表について、大学卒程度の初任給を 4,500 円、高校卒程度の初任給を 5,000 円引き上げ、現行の給料表における昇給カーブとのバランスも考慮し、20 歳台半ばから 30 歳台後半までは、4,400 円から 3,400 円まで改定額を逡減させながら引き上げることとした。また、残余の給与較差に基づき、40 歳台以降については、一律 3,300 円の定額で引き上げることとした。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行うこととした。

（イ） 地域手当

本府においては、府域の生活圏や経済圏としての連続性・一体性が見られることや、人事異動の実態を踏まえ、府域全体を一律 11%の適用としているところである。

本年の月例給の改定にあたっては、平成 27 年に地域手当の引上げ勧告が見送られ支給割合が据え置かれていること、さらに、本年 3 月に知事から給料と地域手当の水準の検証とそれを踏まえた勧告の要請を受け、本委員会で検討した結果、地域手当の支給割合を引き上げることとした。

具体的には、大阪府の区域に在勤する職員に適用する支給割合について、本府職員に国家公務員に適用される支給割合をあてはめて加重平均した支給割合である 11.8%まで、0.8 ポイント引き上げることとした。

なお、東京都特別区内に在勤する職員に適用される地域手当の支給割合については、国家公務員の場合は 20%とされているものであるところ、本府職員については、府内在勤者との均衡や東京都特別区における消費者物価指数の状況等を考慮し、平成 25 年以降 14%としていたが、府内在勤者との均衡を踏まえつつ、消費者物価の地域差や他府県における取扱いの状況等を考慮して、2 ポイント引き上げて 16%とすることが妥当と考え

た。

また、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に相当する国の職員については、人材確保の観点から一律16%（東京都特別区内在勤者は20%）とする特例措置がとられている。従前、本府においては、国の取扱いに準じた改定を行っていたが、平成27年に国に準拠した引上げ勧告の実施が見送られ15%に据え置かれたため、本年の勧告において、現行の国の支給割合である16%に引き上げることとした。

オ 期末手当及び勤勉手当

本委員会は、民間における賞与及び臨時給与など特別給について、前年8月から当年7月までの1年間に支給された支給状況を調査して、同期間における民間の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を勧告している。

本年の「民調」において、民間における特別給の合計額が月例給の4.50月分にあたるということが明らかになったことから、民間の特別給との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.45月分となっている職員の期末・勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間4.50月分とする必要があると判断した。

（資5頁：第12表、資67頁：第22表）

引上げにあたっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当のウエイトをより高めることが適当であると考えたものであり、引上げ分については6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとした。

（資5頁：第12表、資67頁：第23表）

また、指定職給料表適用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、同様に支給月数を引き上げることとした。

なお、再任用職員（指定職給料表適用職員を除く。）の支給割合については、従前より、国の取扱いに準拠し、定年前の職員の支給割合とのバランスを考慮して設定することとしており、本年は、国が引き上げないことから、本府も引き上げないこととした。

カ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、従前より、国における初任給調整手当の改定状況や本府の実情等を勘案し手当額を改定してきた。昨年は、国が初任給調整手当の引上げを行ったが、本府は職員給与を引き下げる勧告であったため、国に準拠した初任給調整手当を引き上げる勧告を見送った。

本年は、国においては、医療職俸給表（一）の改定が初任給及び若年層に限定され、低い改定率であることから初任給調整手当の改定が見送られたが、本府においては、1年遅れで、現行の国の限度額に準拠し改定することとした。

キ 住居手当

本年の人事院勧告では、住居手当について、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げ、令和2年4月から実施し、これに伴う経過措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員等については、1年間、所要の経過措置を講ずることとしている。

本府においては、従前より、手当制度は国に準拠することを基本としてきたことから、本年の勧告にあたっては、人事院勧告と同様に所要の改定を行うこととした。

(2) 教育職給料表の改定について

ア 現行の小学校・中学校教育職給料表1級

小学校・中学校教育職給料表1級については、国立大学が独立行政法人化される以前の国の小学校・中学校の教員に適用される俸給表を踏襲し、全国人事委員会連合会が作成した「参考モデル給料表」の例により、最高号給を125号給としている。

イ 給料表改定の必要性

任命権者においては、臨時的任用職員の初任給について、令和2年4月に施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布に際し、総務省から示された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、臨時的任用職員の給与水準について「各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取扱いは改める必要がある」との指摘も踏まえ、任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、従前の最高号給未満の号給を上限とする取扱いを廃止し、令和2年4月1日から改めることとしている。

また、令和2年1月1日より、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、55歳（定年が年齢65年である職員にあっては、57歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に係る昇給制度を見直すこととしており、これが実施されると、実質的に55歳（定年が年齢65年である職員にあっては、57歳）時に到達した号給が昇給の上限となる。

これらの改定が行われた場合、臨時的任用職員の初任給は、高等学校等教育職給料表適用職員においては、現行給料表のままで、上限が140号給から157号給（55歳程度までの前歴を勘案した号給）に改善するが、小学校・中学校教育職給料表適用職員は、現行給料表の1級の最高号給が125号給（47歳程度までの前歴を勘案した号給）であることから、現行の給料表のままで、最高号給未満の号給を上限とする取扱いを廃止しても、改善効果を受けることができないこととなり、教育職給料表の間で不均衡が生じることとなる。

この状況を改善するため、本府教育委員会から本委員会に対して、小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給の見直しについて、勧告等の要請があったところである。

ウ 改定内容

上記の要請を踏まえ、小学校・中学校教育職給料表1級について、任期の定めのない常勤職員及び他の給料表の適用を受ける臨時的任用職員との均

衡を考慮し、55 歳程度までの経験年数を勘案した初任給が決定できるよう最高号給を引き上げる必要があると判断し、本年の勧告において所要の改定を行うこととした。

(3) 国家公務員給与との均衡について

地方公務員法において、職員給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与等を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。

国家公務員給与との均衡のあり方に関しては、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、国家公務員の給与制度を基本とし、給与水準については、地域の民間給与との均衡を図りつつ、それぞれの地域における国家公務員の給与水準も目安とすべきとされている。また、国家公務員の給与水準との比較にあたっては、本給のみの比較によるラスパイレス指数を用いる方法、各団体の地域手当支給率を加味した地域手当補正後ラスパイレス指数を用いる方法があるとされている（総務省の研究会報告書（平成 18 年 3 月）及び一般財団法人自治総合センターの調査研究会報告書（平成 29 年 3 月））。

本府の給与制度について見ると、まず、給料表の構造については、国家公務員の俸給表とは異なる独自の給料表であり、一つの職階に一つの級を割り当てることを基本とするとともに、級間の給料の重なりをできる限り縮小するなど「職務給の原則」を徹底したものとなっている。また、民間との給与比較の対象となる諸手当の種類・内容については、相当する国家公務員の諸手当に準じたものとなっている。

本府の給与水準については、「民調」に基づく府域の民間給与水準に依拠して勧告を行うこととしている。

なお、平成 30 年 4 月 1 日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレス指数では 101.6 と国家公務員の水準を上回っているが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では 99.5 と国家公務員の水準を下回っている状況にある。（資 49 頁：第 14 表）

(4) 賃金センサスの活用・研究

賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）においては、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることに加えて、前年分の月例給についての調査結果であることなど、一定の制約があるものの、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた給与水準等の民間給与の傾向を把握する上で有用であると考えられることから、本年の給料表の改定にあたっては、賃金センサスを活用し、民間給与の分析を行った。

役職段階ごとに企業規模、年齢及び勤続年数を加味した民間従業員と本府職員の給与モデルを比較したところ、民間従業員の年齢等を基準とした場合は、部長級、課長級の人数に大きな差異があり、昇任スピードの違いが見られるところである。

（資 79 頁：第 33 表）

さらに、役職段階及び企業規模別に給与水準を比較したところ、部長級及び課長級では本府がやや高めとなっており、係長級及び非役職者は概ね均衡している状況であった。

（資 80 頁：第 34 表、資 81 頁：第 35 表、資 82 頁：第 36 表、資 83 頁：第 37 表）

また、年齢階層別に平均給与月額を比較したところ、全ての年齢階層において、民間が本府を上回っている。

（資 84 頁：第 38 表）

こうした状況も参考にしつつ、本年の給与勧告にあたって検討を行ったところ、先に述べたとおり、本年の民間との給与較差の範囲内において、地域手当の支給割合を引き上げるとともに、初任給及び若年層に重点をおいた給料表を引き上げる勧告を行ったものである。

本府では、大阪府職員基本条例において、人事委員会は直近の賃金センサス等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、引き続き、研究・検討を重ねていくこととする。

第3 意見

少子高齢化、経済のグローバル化等が進む中、大阪経済をいかに成長させるべきか、自然災害等に対して府民の安全安心をどう確保するかなど、行政課題は複雑・多様化している。

本府が、こうした課題に的確に対応していくためには、府政執行の担い手である職員の主体的で自律的な取組みと、組織の活性化を基盤として、府政全体としてのパフォーマンスが最大限に発揮されることが必要である。

そのため、人事・給与等の制度は、自律的な職員の育成に寄与し、職員の主体的な取組みを支援するものであることが求められる。

具体的には、職員がその職責を果たす上で、安心して職務に専念できるよう、給与その他の勤務条件が適切であるとともに、意欲・やりがいを維持・喚起する人事制度の構築や働き方改革などの取組みが必須の課題である。

本委員会は、上記の観点から、人事・給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与勧告の意義とあるべき給与

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものであり、職員の士気の確保や有為な人材の確保等を通じて公務能率の確保にも資するものである。

地方公共団体は、職員の給与をはじめとする勤務条件について、社会一般の諸情勢に適応させるべく措置を講ずる義務を負っているところ、人事委員会の給与勧告は、当該講ずべき措置の根拠となるものである（地方公務員法第14条第1項、第2項）。かかる給与勧告の意義を踏まえ、知事及び議会におかれては、適切に取り扱われるよう要請する。

なお、昨年の意見で引き続き検討を要するとした再任用職員の給与水準について、本年は、定年前の職員の給与を引き上げたことに伴い、再任用職員につ

いても引上げを勧告したところである。

また、本府では平成9年度から管理職手当について減額措置が続けられているが、こうした人事委員会勧告に基づかない給与減額は、財政状況等からやむを得ず実施されるとしても、緊急避難的な特例措置であるべきであり、減額の取扱いが長期にわたり続けられている現状については、繰り返し指摘しているところであるが、早急に再考される必要がある。

2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み

府政がその使命を果たす上で求められる組織パフォーマンスの最大化のためには、職員の一人ひとりが、自らが府政執行の担い手であることを自覚し、自ら能力を高め、自律的に課題解決に取り組むという意欲を持つことが必要である。

したがって、本府における人事行政上の仕組み、あるいは組織のあり方や仕事の進め方が、職員の自覚を高め、意欲を引き出す仕組みとして機能していることが重要であり、任命権者としては、人事行政における基本がこの点にあることを十分に認識すべきと考える。

かかる観点に立つとき、職員の意欲・能力の向上に向けた取組みとしては、とりわけ人材育成、人事評価のあり方が重要であるが、以下、いくつかの課題について検討する。

(1) 人材の育成

本府では、職員の能力向上に向け、各職階に求められる能力の多様化に合わせた年齢・経歴による階層別研修に加え、実務能力・管理能力の向上等を狙いとしたキャリア形成支援研修、さらには職員自身の自己啓発・資格取得を支援するeラーニングなど多様な研修メニューが実施されているが、職員の意欲・能力の向上の観点から、その充実に努めることが求められる。

また、職員の仕事に対する意欲・やりがいは、日々の業務を行う中で、主体的に課題をこなし、その成果を自ら評価して改善に取り組み、能力を高めるところから育つものである。職場における日常的なOJTは、この意味で

重要である。上司が職員の能力や適性を考慮して積極的に課題を与え、職員の試行錯誤に対して適切な指導を行うことにより、職員が自らの作業過程における気づきを得るなど、自律的な人材の育成において、研修以上に重要な役割を担っている。

任命権者においては、OJTが職員の育成に向けて十分に機能するよう、上司が部下の指導育成に必要な能力を若い間から段階的に磨いていけるような仕組みを構築するとともに、人事評価のプロセスを通じて人材育成の成果を重視するなど、適切なOJTの実施が重要な職責であることを熟知させる取組みを行うことが求められる。

(2) 昇任管理とキャリア形成

意欲や能力のある職員をその適性に合わせて昇任させることや、職員の自発的な能力開発を支援していくことは、職員の意欲・やりがいを高めるだけでなく、多様なマンパワーを活用することによる組織の活性化にもつながると考えられる。

ア 昇任管理における課題

本府一般行政部門の年齢構成を見ると、過去の採用抑制の影響で40歳台前半の職員数が少ない状況にあり、同年齢層の職員が課長補佐としてグループ長となる時期を迎えつつあることから、若手職員の早期登用や経験豊富な職員の活用など様々な工夫を検討する必要があると考えられる。

また、平成19年度から社会人等を対象とした受験資格年齢が34歳までの採用試験区分を設け、同区分による採用者は、本年までに行政職だけで約700名となっている。これにより、多様な人材の確保や職員の年齢構成の平準化に一定の効果を上げてきたが、同区分による採用者の中で、採用年度に34歳以上となる行政職職員は、在職年数との関係で、主査級昇任考査のうち第1類考査の受験ができない状況となっている。

併せて、本府の職員は、行政職以外にも多様な技術職員から構成されているが、その中で職員数が少ない、いわゆる少数技術職種は、その専門性をい

かす形で昇任できる職階が限られ、管理職につけない場合も生じている。

意欲や能力のある職員の昇任機会が制約されるということになれば、人材の有効な活用ができないばかりか、組織にとっても損失となりかねない。採用年齢や職種によって昇任の機会が制約されるという状況については、改善を検討する必要があると考えられる。

イ 自発的なキャリア形成の支援

職員が希望や適性に応じて主体的に仕事を選び、キャリアアップを図ることは、職員の意欲・やりがいを高めるだけでなく、自律性や能力の向上にもつながり、府政にとって必要な専門性を持った職員の育成にもなると考える。

本府では、職員が事業提案あるいは異動先希望を出して認められた場合に、事業担当または異動希望所属に異動できる「キャリアクリエイト制度」を設けている。平成31年度当初に同制度を利用して異動した職員は9名となっており、過去3年間での実績は10名前後で推移している。

今後、職員のニーズ等を踏まえ、自発的なキャリア形成に向けた取組みを一層推進するよう努めることが求められる。

(3) 人事評価制度とその活用

人事評価は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として実施されるもので、職員の人事管理だけではなく、人材育成に資する制度であるべきである。

人事評価にあたっては、職員の職務遂行能力や実績を上司が適正に把握するとともに、その評価を面談等を通じて職員にフィードバックし、改善に向けた指導や助言を適切に行うことで、職員に納得感を持たせるとともに、気づきを与え、意欲・やりがい、能力の向上につなげていくことが重要である。

平成30年度に実施された一般行政部門の人事評価制度に関する検証における職員アンケート調査結果によると、回答した者の4人に1人が相対評価結果に納得できないと回答しており、回答者の約2割、約1,500名の職員が人事評価制度によって執務意欲を低下させている。特に、絶対（二次）評価

結果に比して下位の相対評価区分とされた職員の執務意欲の低下が著しく、検証結果では、絶対（二次）評価結果と相対評価結果の乖離がその大きな要因とされている。

また、面談についても、相対評価に納得できないとする理由として、「評価者の説明が不十分であった」とする回答が19.6%もあり、評価者の回答では、説明が不十分であった理由として、「そもそも相対評価を十分に説明すること自体が困難」とした回答が63.4%になっている。

さらに、人事評価結果の給与反映については、回答者のうち54.9%の者が「改善が必要」としており、改善すべき内容として意見が多かったのは、「絶対評価が「B」の場合は、相対評価結果の区分に関わらず、昇給号給数を4号とする」（22.6%）「昇給効果を単年度に限定又は挽回できる制度とする」（35.3%）といったものであった。

人事評価は、職員の意欲向上に向けた制度であり、人材育成に資する制度であるべきところ、この調査結果によると、現在の人事評価制度が十分にその機能を果たしているか、疑義があると言わざるを得ない。相対評価制度の本格実施から6年を経過した時点において、なお、人事評価制度がその機能を果たしていないことは、憂慮すべきことと言える。

これまでも繰り返し意見において指摘してきたが、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度の見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について、早急に検討をすべき時期にあることを指摘するものである。

また、人事評価の給与への反映についても、単年度の人事評価の結果が退職までの長期にわたり影響が残るような仕組みは望ましいものではなく、職員の納得感を高め、モチベーションの向上に資する観点から、改善に向けた検討を進めることが求められる。

3 有為な人材の確保

本府の組織パフォーマンスを高めるためには、何よりもまず有為な人材の確保が重要である。

人材確保にあたっては、本府として期待する職員像を踏まえ、どのような人材をどのような方法で採用するのかについて、本府職員の年齢構成、必要とする専門性、採用後の人材育成などを考慮しながら、常に検討し続けていく必要がある。

近年、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等により、特に技術職種は、職員採用試験申込者の確保が厳しい状況となっており、行政職についても、申込者数の大幅な増加は見込めない状況となっている。

民間企業においては、理系学生を中心に新卒者の内定時期が早まっているほか、職種に関わらず新卒一括採用中心から通年採用へのシフトなど、採用時期を柔軟化する動きがある。また、選考手法についても、WEB面接をはじめAIやICTを活用するなどの新たな動きがみられる。

本府の採用試験についても、これまでの検証等も行いながら、有為な人材の確保に向け、今後、民間の動向等を踏まえた様々な工夫を行っていくとともに、広報にあたっては公務に従事することの魅力をより一層伝えられるよう、任命権者と連携した取組みを強化していく必要がある。

なお、新卒者と社会人等を対象とした採用予定人員の割合設定についても、職員の年齢構成や職員採用試験の状況（倍率等）、民間企業の採用動向を踏まえ、柔軟に対応していく必要があると考える。

4 働きやすい職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、心身の健康に悪影響を与えるだけでなく、仕事の能率を低下させるほか、仕事と家庭の両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の育児参加を阻む原因の一つとなっている。職員の働く意欲を高め、執務に対するパフォーマンスを最大限に引き出す上で、長時間労働の是正は大きな課題である。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成31年4月から施行されたことを踏まえ、本府においても、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び同規則を改正し、原則月45時間、年360時間を上限と定めたところである。

本府では、これまで「大阪府庁版『働き方改革』（第1弾及び第2弾）」により長時間労働の是正の取組みが進められてきたが、平成30年度は、地震、台風、豚コレラなどの災害や突発事案の対応が通常業務にも影響し、非常災害等の対応を除いても、1人1月当たり平均の時間外勤務時間が10.4時間、年間360時間を超える職員数が610人となり、わずかながら前年度より増加した。

任命権者においては、こうした状況を踏まえ、長時間労働是正に向けた取組みを一層進めていくことが必要である。

また、トップマネジメントのもとで、RPA（ソフトウェアロボットによる業務の自動化）やAIによる業務支援など省力化の努力をさらに進めるとともに、仕事の進め方の見直しや業務の削減などにおいて、上司のマネジメント力が発揮されることが求められる。

(2) 柔軟な働き方の推進

職員の生活や業務の状況に合わせ、働く場所や時間を柔軟に設定する働き方は、職員の執務意欲を高め、パフォーマンスを最大限に発揮できる働きやすい環境づくりに資するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確立につながると思われる。

本府においては、サテライトオフィスやテレワーク（在宅勤務）の試行実施等に取り組み、平成30年度ではそれぞれ延べ93人、272人の利用実績があったところである。

上司の目が届かないサテライトオフィスやテレワークをはじめ、多様な勤務形態や制度を導入するにあたっては、業務や人事管理の面での課題もあると言われているが、任命権者としては、早急に課題を整理し、具体的な目標を定め、柔軟な働き方のための取組みの推進に努めることが求められる。

(3) 女性職員の活躍推進

本府においては、平成28年3月に数値目標を定めた「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定するなど、女性職員

の活躍の推進に取り組んでいる。

近年、全職員に占める女性職員の割合が高まってきており、今後、組織の活力を維持し、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、女性職員の幹部職員への登用が不可欠である。

一方、主査級昇任考査の女性職員の受験率は、40%台と男性職員の70%台と比較して大きな開きがある。そのため本委員会としては、出産や育児のライフイベントと主査級昇任考査の受験準備の両立が可能となるよう、主査級昇任考査の見直しを行ったところである。制度改善の周知はもとより、女性職員がその能力を十分に発揮し、管理職等責任ある立場において、より一層の活躍ができるよう、女性職員の昇任意欲を醸成することが必要である。

また、女性職員の活躍推進に向けては、職員のワーク・ライフ・バランスをこれまで以上に重視し、働き方改革などの取組みを通じて、働きやすい勤務環境づくりを進める必要がある。

(4) 子育て、介護支援

女性の社会進出が進む中、男女を問わず育児や介護に携わる機会が増大しており、育児や介護に携わる職員がそれぞれの事情に合わせて仕事と家庭を両立できる勤務環境を整備していくことが社会的な課題となっている。

本府では、育児や介護に携わる職員への情報提供とともに上司等の意識啓発のため「子育てハンドブック（平成29年9月）」及び「介護ハンドブック（平成29年10月）」を作成し、職員に配布を行うなどの取組みを行ってきた。

こうした取組みの結果、一般行政部門における平成30年度の男性職員の育児参加休暇取得率は74.1%と、「大阪府特定事業主行動計画」における目標値の70%以上（目標年次令和元年度）を達成したが、男性職員の育児休業取得率は12.6%と昨年度から5.5ポイント増加したものの、女性職員に比較して低い状況にとどまっている。

また、子どもが小学校に入学すると、放課後に子どもを預ける児童クラブ等の施設の開所時間が短いため仕事を辞めざるを得なくなるという、いわゆる「小1の壁」問題が国等において取り上げられており、任命権者において

は、従来の育児部分休業の取得に加え、小学校就学後3年生までを対象とした新たな休暇制度の創設について検討が進められている。

男性の育児休業取得のさらなる促進や、育児や介護に関わる休暇制度等の利用しやすい勤務環境づくりなど、仕事と家庭の両立支援を一層推進していくことを期待するものである。

(5) 健康管理・メンタルヘルス

公務の能率の維持・向上を図り、組織パフォーマンスを最大限に発揮するためには、府政執行を担う職員の心身における健康の保持が極めて重要である。

平成28年度から平成30年度にかけての本府の一般行政部門における休業者数（7日以上、延べ人数）を見てみると、その職員数に占める割合は5%台となっている。このうち精神疾患（疾病分類における精神及び行動の障害）を要因とする休業者数の割合は、4割から4割弱の水準で推移している。

精神疾患に伴う休業は、長期に及ぶ場合もあり、公務の執行に与える影響も大きく、健康管理上、特に重点をおいて取り組むべき課題と考えられる。

精神疾患につながるストレス要因は、業務の量や質、職場の人間関係等仕事に直接起因するものだけでなく、プライベートに起因するものも含まれ、また、ストレスの受け止め方も職員によって異なるなど一様ではない。

このため、職場においては、職員のストレスの状態を日常的に把握し、仕事に起因するストレスの除去に努めるとともに、ストレスを受けている者に対しては、心身の健康を損なうに至らないよう、事前の措置を講ずることが求められる。

本年度から、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の進め方等を習得する管理・監督者向け研修の実施など新たな取り組みも進められているが、任命権者においては、ストレスチェック等のツールを活用しつつ、職場環境の改善に取り組むことが必要である。

(6) ハラスメント防止

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つける許されない行為である。また、職員の意欲や自信を失わせ、能力の発揮を妨げるとともに、公務能率の低下を招き、組織に対する府民の信頼をも損ないかねない。

令和元年5月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、事業主はパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置が義務づけられるなどハラスメント対策の強化が図られた。また、人事院において、平成31年3月から、「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」を設置して、国家公務員におけるパワー・ハラスメントの防止対策について検討が進められている。

本府においては、既にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについて、防止及び対応に関する指針をそれぞれ策定し、取組みを進めているところであるが、本委員会の職員総合相談センターに寄せられるハラスメントに関する相談件数は、平成30年度で、全相談件数（地方公務員法第8条第1項第11号に基づく苦情相談）に占める比率が約26%と、少なくない状況である。

職場におけるハラスメントは、当事者個人だけの問題ではなく、これを見過ごす職場・組織の問題であり、ハラスメントのない職場づくりには、所属長等のリーダーシップのもと、全ての職員がハラスメントを黙認せず、許さないという価値観を共有する職場風土の確立が強く求められる。

任命権者においては、法改正や国家公務員におけるハラスメント防止の検討状況を踏まえ、実効性のある取組みを進めていくことが求められるところである。

5 公務員制度をめぐるその他の諸課題

(1) 教職員を取り巻く諸情勢

教員が心身の健康を維持し、子どもたちと向き合う時間を確保することは、良質な教育を行う上で極めて重要であり、教員のワーク・ライフ・バランスの確保、とりわけ長時間労働の是正は重要な課題である。

本府教育委員会では、教職員の長時間労働縮減に向け、「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」（平成30年4月）における目標設定、部活動指導員のモデル配置や教員のテレワークの試行、さらには長期休業中の学校閉庁日の設定などの取組みを行ってきたところである。

こうした取組みの結果、府立学校における平成30年度の教員の1人当たり時間外在校時間は各月平均値で26.5時間となっており、前年度から0.8時間減少し、校種別に見た場合でも、全ての校種において前年度から減少となっている。しかしながら、全日制の教員の1人当たり時間外在校時間は、年385.7時間となっており、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）で定めた年360時間の目安を上回っている実情を踏まえると、教職員の労働時間縮減に向けたさらなる取組みが急務である。

教員の長時間労働の是正のためには、学校における長時間労働の実態把握、長時間労働是正の意義について、教員のみならず、保護者等関係者間で共通認識を持つこと、さらには教員の業務の削減が必要である旨、昨年の意見で指摘したところである。

平成25年3月に取りまとめられた「教職員の業務負担軽減に関する報告書」に基づき、業務の効率化に向けた各種調査の見直しが順次実行されているが、引き続き、教員の負担軽減に向けた実効性ある取組みを行っていく必要がある。

加えて、教員の長時間労働の大きな要因の一つである部活動の指導についても、部活動指導員の配置を順次、拡大するとともに、ノークラブデーの徹底等の取組みを進めることが重要である。

教員の長時間労働は複合的な要因があり、その是正は学校や教員一人ひとりの取組みだけでは十分な効果を上げることは困難である。教育委員会においては、教員の長時間労働の実態の把握に努めるとともに、学校現場と連携しつつ、長時間労働是正に向けてリーダーシップを発揮することが求められる。

(2) 非常勤職員の適切な処遇

非常勤職員については、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が導入されるが、非常勤職員が常勤職員と共に組織を支える一員として、その能力を最大限に発揮して勤務できる勤務環境を整えることが重要である。

会計年度任用職員制度導入後においても、適切な運用がなされるよう、国や他府県の状況も踏まえつつ、引き続き必要な検討と取組みを進めることを求めるものである。

(3) 高齢期職員の雇用

高齢者の雇用は、雇用と年金との接続のためだけではなく、行政課題が複雑・多様化している中、本府における高齢期職員の能力や知識、経験の活用が、これまで以上に重要となっている。

本府においては、これまで再任用制度や人材バンク制度などにより、退職後の雇用を促進しているところであるが、とりわけ再任用については、一般行政部門における任用職階の拡充など、職域拡大が図られつつあるところである。

任命権者においては、再任用等これまでの高齢期職員活用の実態を踏まえながら、意欲のある高齢期職員の能力や知識、経験をより一層活用していくため、中長期的な視点で、検討を進めていく必要がある。

なお、平成30年8月に人事院から「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」が出され、現在、国において定年の引上げに向けた検討が進められているところである。

地方公務員の定年については、地方公務員法において、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とされているところであり、本府においても国の検討状況を注視しつつ、検討と準備を進めていくことが必要である。

(4) 服務規律の確保

府政の円滑な運営には、府民の府政や職員への信頼が不可欠であるが、一

部の職員とはいえ、自覚に欠ける行為によって公務に対する信頼を損なう事例が後を絶たない状況にある。

非違行為による職員の懲戒処分事例を見ると、一般行政部門では、平成30年度は懲戒免職事例が無かったものの、処分件数は11件と前年度の5件から増加している。府立学校における教職員では、平成29年度40件から平成30年度45件と増加し、懲戒免職事例も9件と高い水準が続いている。また、警察部局における状況についても、平成29年19件から平成30年28件と増加し、懲戒免職事例も8件と29年の3件から大きく増えている。

こうした状況は、公務に対する信頼を著しく失墜させるものであり、遺憾と言わざるを得ない。

服務規律の確保においては、一人ひとりの職員の自覚が大切であるとともに、非違行為が起こりにくい風通しの良い組織風土の構築が必要である。任命権者においては、上司と部下や同僚間のコミュニケーションを活性化させるなど、職員が高い倫理観を持って職務を行えるよう、一層の取組みが要請される場所である。

6 あるべき人事行政に向けて

一昨年来、意見において、やりがいを持って、意欲的、主体的に取り組む職員をあるべき職員像として位置づけ、かかる自律的職員の育成の観点から人事行政の諸制度の整備を行うべきであることを指摘してきた。本年もこのような観点に立って検討してきたが、先に述べたように、未だ課題が多く、現状は十分とは言えない。

職員の価値観は多様化し、また意識のあり方も変化しつつある。さらに、RPAやAIといった新たな技術の進展は、仕事の進め方を大きく変え、職員に求められる資質・能力に大きな影響をもたらす可能性がある。また、職員構成の変化や定年引上げ後の高齢層職員の増加が組織にもたらす変化も視野に置く必要がある。

このように府政を取り巻く環境が大きく変わりつつあるとき、人事行政の仕組みについても、従前の取組みにとらわれない見直しが求められる。

ところで、複雑多様化する府政の課題に的確に対応するためには、職員の意欲や主体的な取組みを引き出しながら、トップや管理職そして職員が一体となって取り組むことが重要である。

すなわち、職員には意欲・能力の向上に向けた自己研鑽が求められ、管理職をはじめとする人材育成に携わる上司には、日々の仕事を通じて、職員の能力ややりがいを高め、意欲を引き出し、組織活性化の原動力として、人事行政の運用において、重要な役割を担うことが求められる。さらに、任命権者は、人事行政を統括する立場にあるものとして、職員の意欲・能力の向上と主体的な取組みを引き出すとともに、管理職たる上司がその役割を果たすことができるための仕組みの構築が求められる。

任命権者においては、あらためて、意欲的、主体的に取り組む職員の創出を人事行政の基本におくとともに、変化しつつある職員の意識やニーズの把握に努め、人事諸制度の仕組みを総合的に機能させて、職員の意欲、主体性につながる、実効性のある取組みを要請するものである。

結語

本年は、月例給において、民間給与水準が職員給与水準を 6,708 円上回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、職員給与を引き上げる勧告となった。

給与勧告の基礎となる民間との給与較差については、全国統一の方式である「民調」による民間給与と職員給与の水準を客観的にラスパイレス比較して算出したものである。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応されることを求めるものである。

また、本年も、働き方改革をはじめとする勤務環境のあり方等に加え、今後、社会状況や職員構成が変わっていく中、人材育成が重要な課題となっており、自律的な人材の育成に資する人事諸制度や仕組みの構築に向けた検討と対応の必要性を指摘した。任命権者においては、本委員会の意のあるところを汲み取っていただき、真摯な検討と取組みを期待するものである。

なお、本委員会としては、今後も、適正な勧告と人事行政の課題について、引き続き必要な検討を行っていく。

結びに、府民の皆さま並びに府議会議員各位におかれては、行政課題が山積し、厳しい環境下にあっても、職員が府民福祉の向上に向けた職責を全うすべく日々職務に精励していることについて、ご理解いただくことを切に願うとともに、今回の勧告の取扱いについて、深いご理解をお願いするものである。